

別紙

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後				改正前			
第三 省略用語一覧表				第三 省略用語一覧表			
索引	省略用語	提要引用項目	省略された用語	索引	省略用語	提要引用項目	省略された用語
か	(省略)	(省略)	(省略)	か	(同左)	(同左)	(同左)
	<u>換価執行決定</u>	<u>5</u>	<u>徴収法第 89 条の 2 第 1 項に規定する換価執行決定</u>		(新設)	(新設)	(新設)
	<u>換価執行行政機関等</u>	<u>115</u>	<u>換価執行決定をした行政機関等</u>		(新設)	(新設)	(新設)
	<u>換価同意行政機関等</u>	<u>9 (2)</u>	<u>参加差押えをした行政機関等による換価の執行に係る同意をした行政機関等</u>		(新設)	(新設)	(新設)
	行政機関等	<u>5</u>	(省略)		行政機関等	<u>26 (9)</u>	(同左)
	(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)
こ	(省略)	(省略)	(省略)	こ	(同左)	(同左)	(同左)
	<u>公売予告通知書等</u>	<u>5</u>	<u>「公売予告通知書」及び「換価執行決定予告通知書」</u>		(新設)	(新設)	(新設)
	<u>○交付要求書等</u>	<u>171 (1)</u>	<u>特定参加差押不動産につき交付を受けた交付要求書又は 2 以上の参加差押書</u>		(新設)	(新設)	(新設)
	(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)
さ	(省略)	(省略)	(省略)	さ	(同左)	(同左)	(同左)
	<u>差押関係書類</u>	<u>176 (1)</u>	<u>徴収令第 42 条の 3 第 4 項第 1 号に規定する差押関係書類</u>		(新設)	(新設)	(新設)
	<u>差押財産等</u>	<u>第 1 章柱書</u>	<u>差押財産又は特定参加差押不動産</u>		(新設)	(新設)	(新設)
	○住所証明書	101 (2)	買受人の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成		○住所証明書	101 (2)	買受人の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成

別紙

新旧対照表

改正後				改正前			
			した情報（買受人が個人の場合には住民票の写し、法人の場合には会社法人等番号又は商業登記簿に係る登記事項証明書等）				した情報（買受人が個人の場合には住民票の写し、法人の場合には商業登記簿に係る登記事項証明書等）
	(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)
た	(省略)	(省略)	(省略)	た	(同左)	(同左)	(同左)
	<u>滞納処分関係書類</u>	<u>10(1)</u>	<u>徴収令第42条の2第1項に規定する滞納処分関係書類</u>		(新設)	(新設)	(新設)
	(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)
ち	(省略)	(省略)	(省略)	ち	(同左)	(同左)	(同左)
	<u>徴収法</u>	<u>1</u>	(省略)		<u>徴収法</u>	<u>6</u>	(同左)
	(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)
と	(省略)	(省略)	(省略)	と	(同左)	(同左)	(同左)
	<u>特定差押え</u>	<u>9(2)</u>	<u>徴収法第89条の3第1項第2号に規定する特定差押え</u>		(新設)	(新設)	(新設)
	<u>特定参加差押え</u>	<u>第1章柱書</u>	<u>徴収法第89条の3第1項第1号に規定する特定参加差押え</u>		(新設)	(新設)	(新設)
	<u>特定参加差押え不動産</u>	<u>第1章柱書</u>	<u>徴収法第89条の2第4項に規定する特定参加差押え不動産</u>		(新設)	(新設)	(新設)
	(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)

新旧対照表

改正後	改正前
換価事務提要主要項目別 目次	換価事務提要主要項目別 目次
<p>第2章 換価の事前準備</p> <p>第2節 公売予告通知書等の送付</p> <p>5 公売予告通知書等の送付の目的</p> <p>6 公売予告通知書等を送付すべき者の範囲</p> <p>7 公売予告通知書等の送付の時期等</p> <p>第4節 差押手続等の確認</p> <p>12 差押財産等についての確認</p> <p>第5節 差押財産等の実地調査等</p> <p>第11章 参加差押えをした税務署長による換価</p> <p>第1節 換価執行決定</p> <p>165 換価執行決定をすることができる場合</p> <p>166 換価執行決定をすることができない場合</p> <p>第2節 換価執行決定の事前手続</p> <p>167 差押行政機関等との事前協議</p> <p>168 換価の催告及び換価執行決定予告通知書の送付</p> <p>169 換価の執行に係る同意の請求</p> <p>第3節 換価執行決定手続</p> <p>170 換価執行決定の告知</p> <p>171 交付要求書等の引渡し</p> <p>172 滞納者等への通知</p> <p>第4節 換価執行決定の取消し</p>	<p>第2章 換価の事前準備</p> <p>第2節 公売予告通知書の送付</p> <p>5 公売予告通知書の送付の目的</p> <p>6 公売予告通知書を送付すべき者の範囲</p> <p>7 公売予告通知書の送付の時期等</p> <p>第4節 差押手続等の確認</p> <p>12 差押財産についての確認</p> <p>第5節 差押財産の実地調査等</p> <p>(新設)</p>

別紙

新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>173 換価執行決定を取り消さなければならない場合</u></p> <p><u>174 換価執行決定を取り消すことができる場合</u></p> <p><u>175 換価執行決定を取り消した旨の通知</u></p> <p><u>176 交付要求書等の引渡し</u></p> <p><u>177 換価の続行</u></p> <p><u>178 換価の続行をする旨の通知</u></p> <p><u>179 換価の続行をした場合における交付要求の効力</u></p>	

新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第1章 換価に当たっての基本的な考え方</p> <p>差押財産等（差押財産又は特定参加差押不動産（国税徴収法（以下「徴収法」という。）第89条の2第4項に規定する特定参加差押不動産をいう。）をいう。以下同じ。）の換価は、税務署長（国税局長及び沖縄国税事務所長を含む。以下同じ。）が、<u>差押え又は特定参加差押え（徴収法第89条の3第1項第1号に規定する特定参加差押えをいう。以下同じ。）</u>をした滞納者の財産を売却し、その売却代金をもって滞納国税を早期かつ確実に徴収することを最終の目的として実施するものであり、国税債権の確保に向け、法令の規定に基づいて着実に進めていく一連の滞納処分の締めくくりとしての性格を有している。</p> <p>その一方で、滞納者にとっては、自己の意思にかかわらず強制的に財産を売却されることになり、また、その財産の上に抵当権、賃借権などを有する権利者にとっては、これらの権利が換価によって消滅することとなるなど、差押財産等の換価は、これらの者の権利・利益に法律上及び事実上の重大な影響を及ぼす効果を有している。</p> <p>したがって、このような性格及び効果を有する換価の重要性に鑑み、以下に掲げる基本的な考え方を踏まえ、その事務を適切に実施しなければならない。</p> <p>（対象事案の適切な選定）</p> <p>1 差押財産等の換価は、一連の滞納処分の締めくくりとして実施するものであるが、滞納者などの権利・利益に重大な影響を及ぼすことから、他に適切な滞納整理の方法がある場合にはその方法によるべきである。したがって、換価に当たっては、画一的に実施するのではなく、滞納者の個々の実情を踏まえた上で、対象事案を適切に選定する必要がある。</p> <p>（手続の適正性の確保）</p> <p>2 差押財産等の換価は、強制的に行う処分であり、滞納者などの権利・利益に重大な影響を及ぼすことから、これを円滑に実施するためには、一連の手続において適正性</p>	<p style="text-align: center;">第1章 換価に当たっての基本的な考え方</p> <p>差押財産の換価は、税務署長（国税局長及び沖縄国税事務所長を含む。以下同じ。）が、<u>差し押さえた滞納者の財産を売却し、その売却代金をもって滞納国税を早期かつ確実に徴収することを最終の目的として実施するものであり、国税債権の確保に向け、法令の規定に基づいて着実に進めていく一連の滞納処分の締めくくりとしての性格を有している。</u></p> <p>その一方で、滞納者にとっては、自己の意思にかかわらず強制的に財産を売却されることになり、また、その財産の上に抵当権、賃借権などを有する権利者にとっては、これらの権利が換価によって消滅することとなるなど、差押財産の換価は、これらの者の権利・利益に法律上及び事実上の重大な影響を及ぼす効果を有している。</p> <p>したがって、このような性格及び効果を有する換価の重要性に<u>かんがみ</u>、以下に掲げる基本的な考え方を踏まえ、その事務を適切に実施しなければならない。</p> <p>（対象事案の適切な選定）</p> <p>1 差押財産の換価は、一連の滞納処分の締めくくりとして実施するものであるが、滞納者などの権利・利益に重大な影響を及ぼすことから、他に適切な滞納整理の方法がある場合にはその方法によるべきである。したがって、換価に当たっては、画一的に実施するのではなく、滞納者の個々の実情を踏まえた上で、対象事案を適切に選定する必要がある。</p> <p>（手続の適正性の確保）</p> <p>2 差押財産の換価は、強制的に行う処分であり、滞納者などの権利・利益に重大な影響を及ぼすことから、これを円滑に実施するためには、一連の手続において適正性を確保</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>を確保しなければならない。したがって、換価に当たっては、法令の規定に基づいて適正な手続により実施する必要がある。</p> <p>(高価有利な売却)</p> <p>3 差押財産等の換価は、その売却代金をもって滞納国税を徴収するために行うものであり、滞納者の意思にかかわらず売却する以上は、可能な限り高価有利に売却するよう努めなければならない。したがって、換価に当たっては、公売広報の充実及び買受希望者の利便性の向上を図ることにより、可能な限り多くの人が公売に参加できる環境を整備し、公売市場の拡充に努める必要がある。</p> <p style="text-align: center;">第2章 換価の事前準備</p> <p>差押財産等の換価は、滞納者などの権利・利益に重大な影響を及ぼすことから、換価に当たっては、画一的に実施するのではなく、滞納者の個々の実情を踏まえた上で、対象事案を適切に選定する必要がある。そして、換価以外の適切な滞納整理の方法があるものについては、その方法により処理を図り、それ以外のものについては、換価を適正に実施するための十分な準備がされているか否かを事前に確認しておく必要がある。</p> <p>この章は、換価の適正を期するため、事務の進行管理、公売予告通知書及び換価執行決定予告通知書の送付、換価の実施適否の検討、差押手続等の確認、差押財産等の実地調査等、差押財産の搬出等について定めたものである。</p> <p style="text-align: center;">第2節 公売予告通知書等の送付</p> <p>(公売予告通知書等の送付の目的)</p> <p>5 「公売予告通知書」(様式 304000-006)及び「換価執行決定予告通知書」(以下「公売予告通知書等」という。)は、次に掲げる目的で、<u>換価の実施に先立って、滞納者に送付する。</u></p>	<p>しなければならない。したがって、換価に当たっては、法令の規定に基づいて適正な手続により実施する必要がある。</p> <p>(高価有利な売却)</p> <p>3 差押財産の換価は、その売却代金をもって滞納国税を徴収するために行うものであり、滞納者の意思にかかわらず売却する以上は、可能な限り高価有利に売却するよう努めなければならない。したがって、換価に当たっては、公売広報の充実及び買受希望者の利便性の向上を図ることにより、可能な限り多くの人が公売に参加できる環境を整備し、公売市場の拡充に努める必要がある。</p> <p style="text-align: center;">第2章 換価の事前準備</p> <p>差押財産の換価は、滞納者などの権利・利益に重大な影響を及ぼすことから、換価に当たっては、画一的に実施するのではなく、滞納者の個々の実情を踏まえた上で、対象事案を適切に選定する必要がある。そして、換価以外の適切な滞納整理の方法があるものについては、その方法により処理を図り、それ以外のものについては、換価を適正に実施するための十分な準備がされているか否かを事前に確認しておく必要がある。</p> <p>この章は、換価の適正を期するため、事務の進行管理、公売予告通知書の送付、換価の実施適否の検討、差押手続等の確認、差押財産の実地調査等、差押財産の搬出等について定めたものである。</p> <p style="text-align: center;">第2節 公売予告通知書の送付</p> <p>(公売予告通知書の送付の目的)</p> <p>5 「公売予告通知書」(様式 304000-006)は、次に掲げる目的で、<u>原則として、換価を実施しようとする全ての滞納者に送付する。</u></p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(注) <u>換価執行決定（徴収法第 89 条の 2 第 1 項に規定する換価執行決定をいう。以下同じ。）による換価を実施しようとする場合は、滞納処分による差押えをした行政機関等（徴収法第 2 条第 13 号に規定する行政機関等をいう。以下同じ。）との事前協議後に、滞納者に「換価執行決定予告通知書」を送付し、換価執行決定を予告する（168）。</u></p> <p><u>なお、換価執行決定を行った場合は、滞納者に「換価執行決定通知書」を送付し、換価を予告する（徴収法第 89 条の 2 第 4 項、172）。</u></p> <p>(1)・(2) （省略）</p> <p>(3) <u>換価以外に適切な滞納整理の方法がない滞納者に対しては、事前に換価（換価執行決定による換価を実施しようとする場合は、換価執行決定）を予告し、その実施に伴って生じるおそれがある紛争を未然に防止すること。</u></p> <p>（公売予告通知書等を送付すべき者の範囲）</p> <p>6 「公売予告通知書等」は、5 に掲げる目的で、原則として、換価を実施しようとする全ての滞納者に送付する。</p> <p>ただし、「公売予告通知書等」を送付してもその効果が期待できないことが明らかなる者に対しては、送付しないこととして差し支えない。</p> <p>なお、再公売（86、徴収法第 107 条）をする者、納税の猶予（国税通則法（以下「通則法」という。）第 46 条第 1 項から第 3 項まで）又は換価の猶予（徴収法第 151 条第 1 項）等を取り消した者等に対しても、必要に応じて「公売予告通知書等」を送付する。</p> <p>（公売予告通知書等の送付の時期等）</p> <p>7 「公売予告通知書等」の送付の時期等については、次による。</p> <p>(1) 「公売予告通知書等」の送付及びその後の処理は、原則として当該事案の処分担当者が行うこと。</p> <p>なお、差押財産等を換価するために徴収法第 182 条第 2 項若しくは第 3 項の規定に</p>	<p>(新設)</p> <p>(1)・(2) （同左）</p> <p>(3) 換価以外に適切な滞納整理の方法がない滞納者に対しては事前に換価を予告し、その実施に伴って生じるおそれがある紛争を未然に防止すること。</p> <p>（公売予告通知書を送付すべき者の範囲）</p> <p>6 「公売予告通知書」は、5 に掲げる目的で、原則として、換価を実施しようとする全ての滞納者に送付すること。</p> <p>ただし、「公売予告通知書」を送付してもその効果が期待できないことが明らかなる者に対しては、送付しないこととして差し支えない。</p> <p>なお、再公売（86、<u>国税徴収法（以下「徴収法」という。）</u>第 107 条）をする者、納税の猶予（国税通則法（以下「通則法」という。）第 46 条第 1 項から第 3 項まで）又は換価の猶予（徴収法第 151 条第 1 項）等を取り消した者等に対しても、必要に応じて「公売予告通知書」を送付すること。</p> <p>（公売予告通知書の送付の時期等）</p> <p>7 「公売予告通知書」の送付の時期等については、次による。</p> <p>(1) 「公売予告通知書」の送付及びその後の処理は、原則として当該事案の処分担当者が行うこと。</p> <p>なお、差押財産を換価するために徴収法第 182 条第 2 項若しくは第 3 項の規定に</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>よる滞納処分引継ぎ又は通則法第43条第3項若しくは第4項の規定による徴収の引継ぎ（以下「滞納処分引継ぎ等」という。）を行う場合の滞納者宛の「公売予告通知書等」は、滞納処分引継ぎ等を行う前に、滞納処分引継ぎ等を行う税務署等（税務署又は国税局（沖縄国税事務所を含む。）。以下同じ。）において送付する。この場合の同通知書等には、滞納処分引継ぎ等を受ける税務署等において公売を行うため滞納処分引継ぎ等を行う旨を記載する。</p> <p>（注） 上記の滞納処分引継ぎ等は、原則として、「公売予告通知書等」に記載した指定日後に行うことに留意する。</p> <p>(2) 「公売予告通知書等」は、これを受けて出署することが見込まれる滞納者との相談や公売公告、公売通知等のその後の手続の日程を考慮して適切な時期に送付すること。ただし、特に、変質、腐敗、滅失等のおそれがある差押財産等を有する滞納者については、「公売予告通知書」を差押え後直ちに送付し、又は「公売予告通知書等」の送付を省略して差し支えない（徴収法第95条第1項ただし書、第32条第4項、通則法第105条第1項ただし書参照）。</p> <p>（注） 「<u>換価執行決定予告通知書</u>」の送付を省略した場合であっても、<u>差押えをした行政機関等（以下「差押行政機関等」という。）に対する換価の催告（徴収法第87条第3項、170）及び換価の執行に係る同意の請求（徴収法第89条の2第2項、169）は省略することができないことに留意する。</u></p> <p>(3) （省略）</p> <p>(4) 「公売予告通知書等」は、一件別徴収カード等により滞納税額を確認した後に送付すること。</p> <p>（出署者への対応）</p> <p>8 「公売予告通知書等」を受けて出署した滞納者（署内で納付したことにより完結した者を除く。）については、次により対応する。</p> <p>なお、「公売予告通知書等」を送付しても出署しない滞納者については、第5節《差押財産等の実地調査等》に掲げる個別検討の段階において、滞納者宅等に臨場して調</p>	<p>よる滞納処分引継ぎ又は通則法第43条第3項若しくは第4項の規定による徴収の引継ぎ（以下「滞納処分引継ぎ等」という。）を行う場合の滞納者宛の「公売予告通知書」は、滞納処分引継ぎ等を行う前に、滞納処分引継ぎ等を行う税務署等（税務署又は国税局（沖縄国税事務所を含む。）。以下同じ。）において送付する。この場合の同通知書には、滞納処分引継ぎ等を受ける税務署等において公売を行うため滞納処分引継ぎ等を行う旨を記載する。</p> <p>（注） 上記の滞納処分引継ぎ等は、原則として、公売予告通知書に記載した指定日後に行うことに留意する。</p> <p>(2) 「公売予告通知書」は、これを受けて出署することが見込まれる滞納者との相談や公売公告、公売通知等のその後の手続の日程を考慮して適切な時期に送付すること。ただし、特に、変質、腐敗、滅失等のおそれがある差押財産を有する滞納者については、「公売予告通知書」を差押え後直ちに送付し、又は「公売予告通知書」の送付を省略して<u>直ちに換価処分を実施することとして</u>差し支えない（徴収法第95条第1項ただし書、第32条第4項、通則法第105条第1項ただし書参照）。</p> <p>（新設）</p> <p>(3) （同左）</p> <p>(4) 「公売予告通知書」は、一件別徴収カード等により滞納税額を確認した後に送付すること。</p> <p>（出署者への対応）</p> <p>8 「公売予告通知書」を受けて出署した滞納者（署内で納付したことにより完結した者を除く。）については、次により対応する。</p> <p>なお、「公売予告通知書」を送付しても出署しない滞納者については、第5節《差押財産の実地調査等》に掲げる個別検討の段階において、滞納者宅等に臨場して調査</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>査するものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 「公売予告通知書等」を、<u>差押え又は参加差押えをした時から相当長期間経過した後において送付した場合には、差押財産又は参加差押財産の現況が差押え又は参加差押えをした時に比して相当の変化を生じていることも予想されるので、差押財産又は参加差押財産の数量、保管の状況、換価価値の変化等を特に具体的に聴取すること。</u></p> <p>(3) (2)の場合において、<u>差押財産又は参加差押財産の数量不足、保管の不良等による換価価値の減少が認められるときは、早急な換価の実施、追加差押えの要否等について検討すること。</u></p>	<p>するものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 「公売予告通知書」を差押え時から相当長期間経過した後において送付した場合には、差押財産の現況が差押えをした時に比して相当の変化を生じていることも予想されるので、差押財産の数量、保管の状況、換価価値の変化等を特に具体的に聴取すること。</p> <p>(3) (2)の場合において、<u>差押財産の数量不足、保管の不良等による換価価値の減少が認められるときは、早急な換価の実施、追加差押えの要否等について検討すること。</u></p>
<p>第3節 換価の実施適否の検討</p>	<p>第3節 換価の実施適否の検討</p>
<p>(換価処分の適否検討表の作成)</p>	<p>(換価処分の適否検討表の作成)</p>
<p>9 10 (法律的事項の確認方法) から 19 (差し押さえた不動産の現地調査) までに掲げる確認及びその処理は、換価事務担当者が「換価処分の適否検討表」により行う。この場合においては、次の事項に留意する。</p> <p>(1) 「換価処分の適否検討表」は、「公売予告通知書等」を送付した者のうち換価以外に適切な滞納整理の方法がない滞納者及び「公売予告通知書等」を送付しないで換価を実施する見込みの滞納者について、滞納者ごとに換価の実施の決議に先立って作成すること (6 参照)。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(注) <u>特定参加差押不動産の換価に当たっては、換価同意行政機関等 (参加差押えをした行政機関等による換価の執行に係る同意をした行政機関等をいう。以下同じ。) が行った差押手続等について確認し、実施の適否を検討すること。</u></p> <p><u>この場合において、10 (法律的事項の確認方法) から 12 (差押財産等についての確認) まで及び第5節の差押えに関する記述 (不動産の差押えに関するものに限る。) については、特定差押え (徴収法第89条の3第1項第2号に規定す</u></p>	<p>9 10 (法律的事項の確認方法) から 19 (差し押さえた不動産の現地調査) までに掲げる確認及びその処理は、換価事務担当者が「換価処分の適否検討表」により行う。この場合においては、次の事項に留意する。</p> <p>(1) 「換価処分の適否検討表」は、「公売予告通知書」を送付した者のうち換価以外に適切な滞納整理の方法がない滞納者及び「公売予告通知書」を送付しないで換価を実施する見込みの滞納者について、滞納者ごとに換価の実施の決議に先立って作成すること (6 参照)。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>る特定差押えをいう。以下同じ。）を指すものとする。</u></p> <p>(法律的事項の確認方法)</p> <p>10 法律的な事項については、次により確認する。</p> <p>(1) 差押手続が適法に執行されているか否か（差押財産等を換価することにつき違法又は不当な処分となるおそれがあるか否か）については、「差押調書」、「滞納処分票」等により確認すること。</p> <p><u>なお、特定参加差押不動産の換価に当たっては、換価同意行政機関等から引き渡された滞納処分関係書類（徴収令第42条の2第1項に規定する滞納処分関係書類をいう。以下同じ。）を確認するほか、適宜の方法により差押手続の適法性等の確認を行うこと。</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第4節 差押手続等の確認</p> <p>(差押財産等についての確認)</p> <p>12 差押財産等の確認については、その財産が徴収法その他の法令の規定により差押えが禁止されているか否かを次により調査し、把握した事実に基づき所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>なお、差押財産等の確認に当たっては、単に関係書類の調査にとどめることなく、必要に応じてその現況の確認調査も併せて行うことに留意する。</p> <p>(1) 確認すべき事項</p> <p>イ 徴収法の規定によるもの</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 差押財産等が、条件付差押禁止財産に該当する場合には、滞納者がその国税の全額を徴収することができる財産で換価が困難でなく、かつ、第三者の権利の目的となっていないものを提供しないためにやむを得ず差押えをしたものである</p>	<p>(法律的事項の確認方法)</p> <p>10 法律的な事項については、次により確認する。</p> <p>(1) 差押手続が適法に執行されているか否か（差押財産等を換価することにつき違法又は不当な処分となるおそれがあるか否か）については、「差押調書」、「滞納処分票」等の<u>差押関係書類</u>により確認すること。</p> <p>(2) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第4節 差押手続等の確認</p> <p>(差押財産についての確認)</p> <p>12 差押財産の確認については、その財産が徴収法その他の法令の規定により差押えが禁止されているか否かを次により調査し、把握した事実に基づき所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>なお、差押財産の確認に当たっては、単に関係書類の調査にとどめることなく、必要に応じてその現況の確認調査も併せて行うことに留意する。</p> <p>(1) 確認すべき事項</p> <p>イ 徴収法の規定によるもの</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 差押財産が、条件付差押禁止財産に該当する場合には、滞納者がその国税の全額を徴収することができる財産で換価が困難でなく、かつ、第三者の権利の目的となっていないものを提供しないためにやむを得ず差押えをしたものであ</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>か（徴収法第 78 条）。</p> <p>ロ 他の法令の規定によるもの</p> <p>差押財産等が、徴収法以外の法令の規定により差押えが禁止されているもの（例えば、生活保護法の規定により被保護者が既に給付を受けた保護金品（生活保護法第 58 条）、工場抵当法の規定により抵当権の目的となっている財産を個々の財産として単独に差し押さえた場合のその財産（工場抵当法第 13 条第 2 項）等）に該当しないか（徴基通第 75 条関係 25、昭和 58. 7. 13 付徴徴 4－2 「差押禁止財産の範囲及び差押えの登記又は登録を嘱託する場合の関係機関について」（法令解釈通達）の別表 1 参照。）。</p> <p>(2) 確認結果に基づく所要の措置 (削除)</p> <p>イ 差押財産の場合</p> <p><u>差押財産が、上記(1)のイの(イ)又はロに該当する場合には、差押えを解除すること。また、上記(1)のイの(ロ)に該当する場合において、滞納者がその国税の全額を徴収することができる財産で換価が困難でなく、かつ、第三者の権利の目的となっていないものを提供したときは、差押換えをすること。</u></p> <p><u>なお、一般の差押禁止財産又は条件付差押禁止財産であるか否かについて判定が困難な場合において、他に差押えに適する財産があるときは、これら以外の財産に差押換えをすること。</u></p> <p>ロ 特定参加差押不動産の場合</p> <p>特定参加差押不動産が、上記(1)のロに該当する場合には、特定参加差押えを解除</p>	<p>るか（徴収法第 78 条）。</p> <p>ロ 他の法令の規定によるもの</p> <p>差押財産が、徴収法以外の法令の規定により差押えが禁止されているもの（例えば、生活保護法の規定により被保護者が既に給付を受けた保護金品（生活保護法第 58 条）、工場抵当法の規定により抵当権の目的となっている財産を個々の財産として単独に差し押さえた場合のその財産（工場抵当法第 13 条第 2 項）等）に該当しないか（徴基通第 75 条関係 25、昭和 58. 7. 13 付徴徴 4－2 「差押禁止財産の範囲及び差押えの登記又は登録を嘱託する場合の関係機関について」（法令解釈通達）の別表 1 参照。）。</p> <p>(2) 確認結果に基づく所要の措置</p> <p><u>差押財産が、上記(1)のイの(イ)又はロに該当する場合には、差押えを解除すること。また、上記(1)のイの(ロ)に該当する場合において、滞納者がその国税の全額を徴収することができる財産で換価が困難でなく、かつ、第三者の権利の目的となっていないものを提供したときは、差押換えをすること。</u></p> <p><u>なお、一般の差押禁止財産又は条件付差押禁止財産であるか否かについて判定が困難な場合において、他に差押えに適する財産があるときは、これら以外の財産に差押換えをすること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>すること。</p> <p><u>また、上記(1)のイの(ロ)に該当する場合において、滞納者がその国税の全額を徴収することができる財産で換価が困難でなく、かつ、第三者の権利の目的となっていないものを提供したときは、その財産を差し押さえること。</u></p> <p><u>(注) 滞納者が提供した財産を差し押さえた場合は、換価執行決定を取り消すことができる（徴収法第 89 条の 3 第 2 項第 2 号）。</u></p> <p>(法令の規定による換価の制限の有無)</p> <p>13 次に掲げる国税については、原則として、それぞれ次に掲げる期間内は換価をすることができないことに留意する（徴基通第 89 条関係 6）。</p> <p>なお、上記の換価の制限に該当していた場合においても、その制限期間経過後、納付すべき税額についてなお納付がないときは、換価に付すべき対象となるので、その旨を符せん表示する等の措置を講じておくものとする。</p> <p><u>(注) 国税徴収法第 89 条の 2 第 1 項の「国税に関する法律の規定で換価をすることができないこととするものの適用があるとき」とは、特定参加差押不動産の換価に当たっては、参加差押えに係る国税によりその財産を差し押さえたとき</u> <u>に換価が制限される場合であり、その規定については、次に掲げる期間内と同様である（徴基通第 89 条の 2 関係 4）。</u></p> <p>(1)～(17) (省略)</p> <p>(18) 予定納税額に係る所得税 その年分の所得税に係る確定申告期限までの期間（所得税法第 117 条）。</p> <p>なお、法人税、消費税等の中間申告分については換価の制限がないことに留意する。</p> <p>(注) 上記のほか、次に掲げるものについては、法令の規定によりその換価が制限されることに留意する。</p> <p>1・2 (省略)</p> <p>3 差押財産等で、土地収用法第 5 条《権利の収用又は使用》等の規定により収</p>	<p>(法令の規定による換価の制限の有無)</p> <p>13 次に掲げる国税については、原則として、それぞれ次に掲げる期間内は換価をすることができないことに留意する（徴基通第 89 条関係 6）。</p> <p>なお、上記の換価の制限に該当していた場合においても、その制限期間経過後、納付すべき税額についてなお納付がないときは、換価に付すべき対象となるので、その旨を符せん表示する等の措置を講じておくものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(1)～(17) (同左)</p> <p>(18) 予定納税額に係る所得税 その年分の所得税に係る確定申告期限までの期間（所得税法第 117 条）。</p> <p>なお、法人税、消費税等の中間申告分については換価の制限がないことに留意する。</p> <p>(注) 上記のほか、次に掲げるものについては、法令の規定によりその換価が制限されることに留意する。</p> <p>1・2 (同左)</p> <p>3 差押財産で、土地収用法第 5 条《権利の収用又は使用》等の規定により収</p>

別紙

新旧対照表

改正後	改正前
<p>用されたもの、刑法第19条《没収》の規定により没収されたもの等については、当該差押えの効力が失われることとなるため、換価することができないこと（徴基通第47条関係53）。</p>	<p>用されたもの、刑法第19条《没収》の規定により没収されたもの等については、当該差押えの効力が失われることとなるため、換価することができないこと（徴基通第47条関係53）。</p>
<p>4 （省略）</p>	<p>4 （同左）</p>
<p>（差押えに係る滞納国税についての確認）</p>	<p>（差押えに係る滞納国税についての確認）</p>
<p>15 差押え又は特定参加差押えに係る滞納国税が、納付、充当、更正の取消し等により異動しているか否かを確認し、おおむね次により処理するものとする。</p>	<p>15 差押えに係る滞納国税が、納付、充当、更正の取消し等により異動しているか否かを確認し、おおむね次により処理するものとする。</p>
<p>(1) 滞納国税の全額が、納付、充当、更正の取消し等により消滅した場合において、差押解除又は特定参加差押えの解除の手続がされていないときは、所要の措置を講ずること（徴収法第79条第1項第1号、第88条第1項）。この場合においては、その「差押調書」又は「参加差押調書」に解除を行った旨を明確に記載しておくこと。</p>	<p>(1) 滞納国税の全額が、納付、充当、更正の取消し等により消滅した場合において、差押解除の手続がされていないときは、所要の措置を講ずること（徴収法第79条第1項第1号、）。この場合においては、その「差押調書」に解除を行った旨を明確に記載しておくこと。</p>
<p><u>なお、特定参加差押えを解除した場合は、換価執行決定を取り消すことに留意する（徴収法第89条の3第1項第1号参照）。</u></p>	
<p>(2) 滞納国税の一部が、納付、充当、更正の取消し等により消滅している場合においては、16（超過差押えの有無についての確認）により差押解除又は換価執行決定の取消しを検討し、所要の措置を講ずること（徴収法第79条第2項第1号、第89条の3第2項第1号）。</p>	<p>(2) 滞納国税の一部が、納付、充当、更正の取消し等により消滅している場合においては、16（超過差押えの有無についての確認）により差押解除を検討し、所要の措置を講ずること（徴収法第79条第2項第1号）。</p>
<p>(3) （省略）</p>	<p>(3) （同左）</p>
<p>（超過差押えの有無についての確認）</p>	<p>（超過差押えの有無についての確認）</p>
<p>16 差押財産等の処分予定価額が、差押えに係る滞納国税又は特定参加差押えに係る国税及びこれに先立つ他の国税、地方税その他の債権の額を著しく超えるか否かについて確認し、著しく超えると認められるときは、おおむね次により処理する（徴基通第48条関係2、3、第89条の3関係6から8まで参照）。</p>	<p>16 差押財産の処分予定価額が、差押えに係る滞納国税の額を著しく超えるか否かについて確認し、著しく超えると認められるときは、おおむね次により処理する（徴基通第48条関係2、3）。</p>
<p>(1) 他に換価が容易で、かつ、滞納国税に見合う適当な財産があるときは、その財産</p>	<p>(1) 他に換価が容易で、かつ、滞納国税に見合う適当な財産があるときは、その財産</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>を差し押さえて換価をすることとし、既に差し押さえた財産の差押解除又は換価執行決定の取消しをすること。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 差押財産等が可分物であるときは、差押え又は特定参加差押えに係る滞納国税の徴収に必要な範囲の財産について換価を実施するものとし、その他の財産の差押解除又は換価執行の取消しをすること。</p> <p>(追加差押えの必要性についての確認)</p> <p>17 差押財産等の処分予定価額が、徴収しようとする滞納国税の額に不足するか否かについて確認し、不足すると認められるときは、おおむね次により処理する。</p> <p>なお、追加して差し押さえることができる財産があるかどうかの調査に当たっては、単に滞納者宅、営業所等だけの調査にとどめることなく、公簿上の財産の有無等についても広く調査し、その調査事績を「滞納処分票」等に記録しておくことに留意する。</p> <p>(1) 他に追加して差し押さえることができる財産があるときは、その財産を差し押さえ、又は差押換えをして換価を実施すること。</p> <p>(注) 差押財産等の処分予定価額が、徴収しようとする滞納国税の額に不足することが明らかに認められるにもかかわらず追加して差し押さえることのできる財産の有無を調査しないで換価を実施したために、滞納者が任意に他の財産を処分し、そのことにより徴収不足を生ずることがないように留意する。</p> <p>(2) 差押財産等が担保権付財産であって、その差押財産等の売却見込代金から優先私債権を控除して滞納国税に充当すべき額が著しく少ないときは、その財産の差押換え又は追加差押えについて検討し、所要の処理をした上で換価を実施すること。</p> <p style="text-align: center;">第5節 差押財産等の実地調査等</p> <p>(実地調査の実施)</p> <p>18 実地調査は、差押財産等の換価の適否を判断するため、滞納者宅、差押財産等の保</p>	<p>を差し押さえて換価をすることとし、既に差し押さえた財産の差押えを解除すること。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 差押財産が可分物であるときは、差押えに係る滞納国税の徴収に必要な範囲の財産について換価を実施するものとし、その他の財産の差押を解除すること。</p> <p>(追加差押えの必要性についての確認)</p> <p>17 差押財産の処分予定価額が、徴収しようとする滞納国税の額に不足するか否かについて確認し、不足すると認められるときは、おおむね次により処理する。</p> <p>なお、追加して差し押さえることができる財産があるかどうかの調査に当たっては、単に滞納者宅、営業所等だけの調査にとどめることなく、公簿上の財産の有無等についても広く調査し、その調査事績を「滞納処分票」等に記録しておくことに留意する。</p> <p>(1) 他に追加して差し押さえることができる財産があるときは、その財産を差し押さえ、又は差押換えをして換価を実施すること。</p> <p>(注) 差押財産の処分予定価額が、徴収しようとする滞納国税の額に不足することが明らかに認められるにもかかわらず追加して差し押さえることのできる財産の有無を調査しないで換価を実施したために、滞納者が任意に他の財産を処分し、そのことにより徴収不足を生ずることがないように留意する。</p> <p>(2) 差押財産が担保権付財産であって、その差押財産の売却見込代金から優先私債権を控除して滞納国税に充当すべき額が著しく少ないときは、その財産の差押換え又は追加差押えについて検討し、所要の処理をした上で換価を実施すること。</p> <p style="text-align: center;">第5節 差押財産の実地調査等</p> <p>(実地調査の実施)</p> <p>18 実地調査は、差押財産の換価の適否を判断するため、滞納者宅、差押財産の保管場所</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>管場所又は所在地への臨場その他の方法により行い、必要に応じ、滞納者の現況確認や公売に向けた資料収集などを併せて行うものとする。</p> <p>また、実地調査は、財産を差し押さえてから相当の期間が経過した後に行う場合も多いことから、「<u>差押調書</u>」又は「<u>参加差押調書</u>」（土地登記簿などの公簿等に種類、数量等が記載されている財産については、その公簿等を含む。）に記載されている差押財産等の内容と現況を比較照合しておおむね次により行い、把握した事実に基づき、措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 確認すべき事項</p> <p>イ 「<u>差押調書</u>」又は「<u>参加差押調書</u>」に記載されている表示財産が現存しているか否か（例えば、差押財産等に類似した財産をもって差押財産等をすり替えていないか、建物を建て替えたり増改築したりしていないか、差押え又は参加差押え時の数量と異なっていないか等について確認する。）。</p> <p>ロ 差押財産等を滞納者又はその財産を占有する第三者に保管させている場合において、その保管が適切に行われているか否か。特に化学製品等については保管の不良によって品質の変化が生じていないか。</p> <p>ハ 差押財産等は換価性があるか。</p> <p>ニ 差押財産等の現況に照らし、その差押えの解除、差押換え、追加差押え等の必要はないか。</p> <p>ホ （省略）</p> <p>ヘ 差押財産等につき修理その他によってその価額を増加する必要があるか。</p> <p>ト 差押財産等の現実の使用状態はどうか（例えば、建物の敷地になっている、近隣住民の通路になっている、滞納者が居住している等）。</p> <p>(2) 確認結果に基づく所要の措置</p> <p>イ 差押財産等の現況が、たなざらしにされているもの、粗悪なもの、陳腐化しているもの、破損しているもの等換価性の乏しいものであるときは、他の財産を差し押さえるとともに、必要に応じて換価性の乏しい財産の差押解除又は換価執行決定の取消しをすること（徴収法第89条の3第1項第3号参照）。</p>	<p>又は所在地への臨場その他の方法により行い、必要に応じ、滞納者の現況確認や公売に向けた資料収集などを併せて行うものとする。</p> <p>また、実地調査は、財産を差し押さえてから相当の期間が経過した後に行う場合も多いことから、差押調書（土地登記簿などの公簿等に種類、数量等が記載されている財産については、その公簿等を含む。）に記載されている差押財産の内容と現況を比較照合しておおむね次により行い、把握した事実に基づき、措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 確認すべき事項</p> <p>イ 「<u>差押調書</u>」に記載されている表示財産が現存しているか否か（例えば、差押財産に類似した財産をもって差押財産をすり替えていないか、建物を建て替えたり増改築したりしていないか、差押え時の数量と異なっていないか等について確認する。）。</p> <p>ロ 差押財産を滞納者又はその財産を占有する第三者に保管させている場合において、その保管が適切に行われているか否か。特に化学製品等については保管の不良によって品質の変化が生じていないか。</p> <p>ハ 差押財産は換価性があるか。</p> <p>ニ 差押財産の現況に照らし、その差押えの解除、差押換え、追加差押え等の必要はないか。</p> <p>ホ （同左）</p> <p>ヘ 差押財産につき修理その他によってその価額を増加する必要があるか。</p> <p>ト 差押財産の現実の使用状態はどうか（例えば、建物の敷地になっている、近隣住民の通路になっている、滞納者が居住している等）。</p> <p>(2) 確認結果に基づく所要の措置</p> <p>イ 差押財産の現況が、たなざらしにされているもの、粗悪なもの、陳腐化しているもの、破損しているもの等換価性の乏しいものであるときは、他の財産を差し押さえるとともに、必要に応じて換価性の乏しい財産の差押えを解除すること。</p>

別紙

新旧対照表

改正後	改正前
<p>ロ 滞納者の実情及び差押財産等の現況等からみて、換価の猶予（徴収法第 151 条第 1 項）又は滞納処分^等の停止（徴収法第 153 条第 1 項）等換価以外の方法により整理することが適切と認められるものについては、その方法により処理すること。</p> <p>ハ 滞納者又はその財産を占有する第三者に保管させている差押財産等の換価価値が著しく減損するおそれがあると認められるときは、当該財産について速やかに換価を実施すること。</p> <p>ニ 差押財産等の数量が不足している場合において、その処分予定価額が徴収すべき滞納税額に不足すると認められるときは、追加差押えを行うこと。</p> <p>なお、この場合においては、次により処理すること。</p> <p>(イ) 「差押調書」又は「参加差押調書」の欄外に、不足する旨及びその不足する数量を付記しておくこと。</p> <p>(ロ) 差押財産等を保管している滞納者又は第三者から、その不足する事由についてのてん末書を徴し、必要に応じて保管者の責任を追及すること（徴収法第 187 条から第 189 条まで、刑法第 252 条第 2 項、第 262 条等参照）。</p> <p>ホ 差押財産等を代替物をもってすり替えている場合には、新たにその代替物又は他の財産を差し押さえるとともに、早期に換価を実施すること。この場合においては、すり替えられた財産に係る「差押調書」又は「参加差押調書」の欄外余白にその旨を付記しておくほか、ニの(ロ)により必要な処理をすること。</p>	<p>ロ 滞納者の実情及び差押財産の現況等からみて、換価の猶予（徴収法第 151 条第 1 項）又は滞納処分^等の停止（徴収法第 153 条第 1 項）等換価以外の方法により整理することが適切と認められるものについては、その方法により処理すること。</p> <p>ハ 滞納者又はその財産を占有する第三者に保管させている差押財産の換価価値が著しく減損するおそれがあると認められるときは、当該財産について速やかに換価を実施すること。</p> <p>ニ 差押財産の数量が不足している場合において、その処分予定価額が徴収すべき滞納税額に不足すると認められるときは、追加差押えを行うこと。</p> <p>なお、この場合においては、次により処理すること。</p> <p>(イ) 「差押調書」の欄外に、不足する旨及びその不足する数量を付記しておくこと。</p> <p>(ロ) 差押財産を保管している滞納者又は第三者から、その不足する事由についてのてん末書を徴し、必要に応じて保管者の責任を追及すること（徴収法第 187 条から第 189 条まで、刑法第 252 条第 2 項、第 262 条等参照）。</p> <p>ホ 差押財産を代替物をもってすり替えている場合には、新たにその代替物又は他の財産を差し押さえるとともに、早期に換価を実施すること。この場合においては、すり替えられた財産に係る「差押調書」の欄外余白にその旨を付記しておくほか、ニの(ロ)により必要な処理をすること。</p>
<p>(差し押さえた不動産の実地調査)</p> <p>19 差押財産等が不動産である場合における実地調査については、18（実地調査の実施）によるほか、その不動産の種類、構造、地目、地積又は建物の床面積、名義人の表示等が不動産登記簿（土地登記簿及び建物登記簿をいう。以下同じ。）上の表示と符合しないときは、その不動産の同一性の有無について判定した上、次により処理する。</p> <p>なお、建物の同一性の有無については、新旧建物の材料、構造、規模等の異同に基づき社会観念に照らして判断すること。</p> <p>(1) 同一性がない場合</p>	<p>(差し押さえた不動産の実地調査)</p> <p>19 差押財産が不動産である場合における実地調査については、18（実地調査の実施）によるほか、その不動産の種類、構造、地目、地積又は建物の床面積、名義人の表示等が不動産登記簿（土地登記簿及び建物登記簿をいう。以下同じ。）上の表示と符合しないときは、その不動産の同一性の有無について判定した上、次により処理する。</p> <p>なお、建物の同一性の有無については、新旧建物の材料、構造、規模等の異同に基づき社会観念に照らして判断すること。</p> <p>(1) 同一性がない場合</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>差し押さえた不動産の種類、構造等に変更があり、別個独立の不動産と判断できる場合は、その不動産に当初の差押えの効力が及ばないことから、現況における不動産の帰属について確認し、その不動産が滞納者に帰属するときは、<u>差押換え(特定参加差押不動産についてその同一性がない場合は、新たに差押え)</u>をした上で換価すること。</p> <p>(注) <u>特定参加差押不動産について同一性がなく、特定差押えが解除された場合は、換価執行決定を取り消すことに留意する(徴収法第89条の3第1項第2号)。</u></p> <p>同一性がないと判断されたものとして、以下の裁判例があることに留意すること。</p> <p>イ～ニ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 不符合の場合の測量又は調査</p> <p>差し押さえた不動産が不動産登記簿上の表示と符合しない場合におけるその不動産の測量又は調査に当たっては、その測量又は調査が比較的簡単なものについては、換価事務担当者が行うものとする。ただし、例えば、広大な地積の土地、市街地、ビルディング等でその測量又は調査が困難な不動産については、測量業者(測量法第10条の3《測量業者》)又は土地家屋調査士(土地家屋調査士法第3条《業務》)に委託するものとする。</p> <p>なお、この場合においては測量又は調査結果に基づいて、「<u>差押調書</u>」又は「<u>参加差押調書</u>」の欄外余白に実測面積その他その不動産の現況による表示を付記しておくこと。</p> <p>(4) (省略)</p>	<p>差し押さえた不動産の種類、構造等に変更があり、別個独立の不動産と判断できる場合は、その不動産に当初の差押えの効力が及ばないことから、現況における不動産の帰属について確認し、その不動産が滞納者に帰属するときは、差押換えをした上で換価すること。</p> <p>(新設)</p> <p>同一性がないと判断されたものとして、以下の裁判例があることに留意すること。</p> <p>イ～ニ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 不符合の場合の測量又は調査</p> <p>差し押さえた不動産が不動産登記簿上の表示と符合しない場合におけるその不動産の測量又は調査に当たっては、その測量又は調査が比較的簡単なものについては、換価事務担当者が行うものとする。ただし、例えば、広大な地積の土地、市街地、ビルディング等でその測量又は調査が困難な不動産については、測量業者(測量法第10条の3《測量業者》)又は土地家屋調査士(土地家屋調査士法第3条《業務》)に委託するものとする。</p> <p>なお、この場合においては測量又は調査結果に基づいて、「<u>差押調書</u>」の欄外余白に実測面積その他その不動産の現況による表示を付記しておくこと。</p> <p>(4) (同左)</p>
<p style="text-align: center;">第6節 差押財産の搬出等</p> <p>(修理等の処分)</p> <p>22 差押財産等を換価する場合において、修理等の処分をしなければ買受けを希望する者がないと認められるとき、修理等の処分をすることによって滞納国税に充てるべき</p>	<p style="text-align: center;">第6節 差押財産の搬出等</p> <p>(修理等の処分)</p> <p>22 差押財産を換価する場合において、修理等の処分をしなければ買受けを希望する者がないと認められるとき、修理等の処分をすることによって滞納国税に充てるべき額が</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>額が増加すると認められるとき等、必要があると認められるときは、滞納者の同意を得て、その財産につき修理その他その価額を増加する処分をすることができる。この場合においては、「差押財産の修理等に関する同意書」（様式 306010-069）を提出させるものとする。</p> <p>なお、修理等の処分の費用は、他の滞納処分費と同様に国が支払い、これを滞納処分費として滞納者から徴収するものとする（徴収法第 93 条、徴基通第 93 条関係 1 から 4 参照）。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 公売実施の一般的手続</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 公売実施内容の決定</p> <p>（公売の実施計画）</p> <p>23 第 2 章《換価の事前準備等》に定める換価の事前準備を経て公売を実施すべきであると判定した滞納者に係る差押財産等については、その公売の方法、公売の日時及び場所その他の事項をあらかじめ具体的に計画しておかなければならない。</p> <p>なお、滞納者又はその財産を占有する第三者に保管させている差押財産等については、原則として、公売に先立ってその財産を搬出する（20、21、徴収法第 91 条参照）。</p> <p>（公売の実施方法の選定）</p> <p>24 公売の実施に当たっては、公売財産（公売に付する財産をいう。以下同じ。）の種類、公売に付す時期等の具体的実情によって、おおむね次により公売の方法を選定する。</p> <p>なお、差押財産等の換価は、公売に付すことが原則であり（徴収法第 94 条第 1 項）、随意契約による売却（徴収法第 109 条）、国による買入れ（徴収法第 110 条）については、一定の場合に限って認められるものであることに留意する（徴基通第 94 条関係 1）。</p> <p>（注） 国税局又は近隣税務署との広域公売やインターネットを利用する方法による</p>	<p>増加すると認められるとき等、必要があると認められるときは、滞納者の同意を得て、その財産につき修理その他その価額を増加する処分をすることができる。この場合においては、「差押財産の修理等に関する同意書」（様式 306010-069）を提出させるものとする。</p> <p>なお、修理等の処分の費用は、他の滞納処分費と同様に国が支払い、これを滞納処分費として滞納者から徴収するものとする（徴収法第 93 条、徴基通第 93 条関係 1 から 4 参照）。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 公売実施の一般的手続</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 公売実施内容の決定</p> <p>（公売の実施計画）</p> <p>23 第 2 章《換価の事前準備等》に定める換価の事前準備を経て公売を実施すべきであると判定した滞納者に係る差押財産については、その公売の方法、公売の日時及び場所その他の事項をあらかじめ具体的に計画しておかなければならない。</p> <p>なお、滞納者又はその財産を占有する第三者に保管させている差押財産については、原則として、公売に先立ってその財産を搬出する（20、21、徴収法第 91 条参照）。</p> <p>（公売の実施方法の選定）</p> <p>24 公売の実施に当たっては、公売財産（公売に付する財産をいう。以下同じ。）の種類、公売に付す時期等の具体的実情によって、おおむね次により公売の方法を選定する。</p> <p>なお、差押財産の換価は、公売に付すことが原則であり（徴収法第 94 条第 1 項）、随意契約による売却（徴収法第 109 条）、国による買入れ（徴収法第 110 条）については、一定の場合に限って認められるものであることに留意する（徴基通第 94 条関係 1）。</p> <p>（注） 国税局又は近隣税務署との広域公売やインターネットを利用する方法による公</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>公売は、一時に多数の差押財産等を公売に付すことにより、多数の買受希望者の参加が期待される。また、農地、別荘、自動車等の特定の種類の財産を一回に集中して公売に付す方法も買受希望者の関心を惹くことが期待される。したがって、公売の実施方法の選定に当たっては、これらの活用についても検討すること。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 個別換価又は一括換価の選定</p> <p>差押財産等は、原則として個々に換価するが、以下に掲げる場合には、複数の財産を一括して換価（以下「一括換価」という。）し、又は一括換価できることに留意すること。</p> <p>なお、一括換価は、随意契約による売却（徴収法第109条）の場合にもすることができる。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ イに掲げた財産以外の複数の財産（滞納者を異にするものを含む。）について、次のいずれにも該当するときは、当該財産を一括換価することができる（徴収法第89条第3項）。</p> <p>ただし、下記(ホ)の要件に該当しなくても、当該複数の財産が主物と従物の関係にあり、個々に換価して買受人が別々になると、一方の財産の搬出等に多額の費用を要するとき（例えば、主物である不動産と、それに設置される従物である動産）には、一括換価することとして差し支えない（徴基通第89条関係4）。</p> <p>(イ) 財産が不動産である場合は、それぞれの財産が客観的かつ経済的にみて、有機的に結合された一体をなすと認められること。財産が不動産以外の場合は、それぞれの財産が同種又は相互に関連性があること。</p> <p>(ロ)～(ホ) (省略)</p> <p>(注)1 共有に係る財産を一括換価する場合は、財産の共有者の全員が滞納している場合に限ることに留意する。</p> <p>2 (省略)</p> <p>ハ (省略)</p>	<p>売は、一時に多数の差押財産を公売に付すことにより、多数の買受希望者の参加が期待される。また、農地、別荘、自動車等の特定の種類の財産を一回に集中して公売に付す方法も買受希望者の関心を惹くことが期待される。したがって、公売の実施方法の選定に当たっては、これらの活用についても検討すること。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 個別換価又は一括換価の選定</p> <p>差押財産は、原則として個々に換価するが、以下に掲げる場合には、複数の財産を一括して換価（以下「一括換価」という。）し、又は一括換価できることに留意すること。</p> <p>なお、一括換価は、随意契約による売却（徴収法第109条）の場合にもすることができる。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ イに掲げた財産以外の複数の財産（滞納者を異にするものを含む。）について、次のいずれにも該当するときは、当該財産を一括換価することができる（徴収法第89条第3項）。</p> <p>ただし、下記(ホ)の要件に該当しなくても、当該複数の差押財産が主物と従物の関係にあり、個々に換価して買受人が別々になると、一方の差押財産の搬出等に多額の費用を要するとき（例えば、主物である不動産と、それに設置される従物である動産）には、一括換価することとして差し支えない（徴基通第89条関係4）。</p> <p>(イ) <u>差押財産</u>が不動産である場合は、それぞれの財産が客観的かつ経済的にみて、有機的に結合された一体をなすと認められること。<u>差押財産</u>が不動産以外の場合は、それぞれの財産が同種又は相互に関連性があること。</p> <p>(ロ)～(ホ) (同左)</p> <p>(注)1 共有に係る<u>差押財産</u>を一括換価する場合は、<u>差押財産</u>の共有者の全員が滞納している場合に限ることに留意する。</p> <p>2 (同左)</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(3) 差し押さえた不動産の換価に当たっての分割又は区分</p> <p>税務署長は、<u>差し押え又は参加差押えをした不動産を分割又は区分して換価しても滞納税額を徴収できると認められる場合には、あらかじめ滞納者に対してその旨を説明し、滞納者から分割又は区分を行いたい旨の申出があったときは、滞納税額の徴収に必要な部分について分割又は区分させた上で、換価を実施する。この場合においては、残余の部分について速やかに差押えの解除（特定参加差押不動産については、換価執行決定の取消し）</u>をすることに留意する（徴収法第79条第2項第1号、<u>第89条の3第2項第1号</u>）。</p> <p>なお、上記の説明をしたにもかかわらず、滞納者による分割又は区分の申出が行われなかった場合には、当該不動産を分割又は区分しないで換価して差し支えない。この場合においては、その事績を「滞納処分票」に明示しておくものとする。</p> <p><u>(注) 特定参加差押不動産の分割又は区分については、換価同意行政機関等と協議の上、対応することに留意する。</u></p> <p>(公売実施日程の計画)</p> <p>26 (省略)</p> <p>(1) 公売公告</p> <p>イ 公売公告期間の原則</p> <p>差押財産等を公売に付するときは、原則として、公売の日（期間入札又は期間競り売りの場合には、入札期間又は競り売り期間の始期の属する日をいう。以下同じ。）の前日を第1日として逆算して10日目に当たる日の前日以前に公売公告をしなければならないこと。例えば、4月12日を公売の日とする場合には、4月1日以前の日を公売公告の日として計画する。この場合において、可能な限り多くの人が公売に参加できるようにするため、十分な公売公告期間を確保すること。</p> <p>なお、公売の日の前日を第1日として逆算して10日目に当たる日の前日が休日等に当たるときは、これらの日の前日以前に公売公告をする必要があること（徴収法第95条第1項、通則法第10条第1項、徴基通第95条関係2参照）。</p>	<p>ホ (同左)</p> <p>(3) 差し押さえた不動産の換価に当たっての分割又は区分</p> <p>税務署長は、<u>差し押さえた不動産について分割又は区分して換価しても滞納税額を徴収できると認められる場合には、あらかじめ滞納者に対してその旨を説明し、滞納者から分割又は区分を行いたい旨の申出があったときは、滞納税額の徴収に必要な部分について分割又は区分させた上で、換価を実施する。この場合においては、残余の部分について速やかに差押えを解除することに留意する</u>（徴収法第79条第2項第1号）。</p> <p>なお、上記の説明をしたにもかかわらず、滞納者による分割又は区分の申出が行われなかった場合には、当該不動産を分割又は区分しないで換価して差し支えない。この場合においては、その事績を「滞納処分票」に明示しておくものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(公売実施日程の計画)</p> <p>26 (同左)</p> <p>(1) 公売公告</p> <p>イ 公売公告期間の原則</p> <p>差押財産を公売に付するときは、原則として、公売の日（期間入札又は期間競り売りの場合には、入札期間又は競り売り期間の始期の属する日をいう。以下同じ。）の前日を第1日として逆算して10日目に当たる日の前日以前に公売公告をしなければならないこと。例えば、4月12日を公売の日とする場合には、4月1日以前の日を公売公告の日として計画する。この場合において、可能な限り多くの人が公売に参加できるようにするため、十分な公売公告期間を確保すること。</p> <p>なお、公売の日の前日を第1日として逆算して10日目に当たる日の前日が休日等に当たるときは、これらの日の前日以前に公売公告をする必要があること（徴収法第95条第1項、通則法第10条第1項、徴基通第95条関係2参照）。</p>

新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>ロ (省略)</p> <p>(2) 見積価額公告 差押財産等を公売に付するときは、原則として、次に掲げる日までに見積価額を公告しなければならないこと（徴収法第99条第1項、第2項参照）。</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>(3)～(8) (省略)</p> <p>(9) 換価代金の交付期日 換価代金の交付期日は、配当計算書の謄本を発送した日から起算して7日を経過した日としなければならないこと。ただし、差押えをした国税（<u>特定参加差押不動産の売却代金を配当する場合にあっては、特定参加差押えに係る国税</u>）、交付要求に係る国税、地方税及び公課（<u>特定参加差押不動産の売却代金を配当する場合にあっては、差押えに係る国税、地方税及び公課を含む。</u>）を有する行政機関等並びに滞納者以外に配当手続に参加している者がいない場合には、その期間を短縮することができる（131、徴収法第132条第2項参照）。</p> <p>(10) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 公売公告</p> <p>(公告すべき事項)</p> <p>34 「公売公告」（様式 308020-034）には、次の事項を記載し、これを公告しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (省略)</p> <p>(9) その他（徴収法第95条第1項第9号） (1)から(8)までに掲げる事項のほか、公売に関し重要と認められる事項として、おおむね次の事項等を記載すること（徴基通第95条関係17参照）。</p> <p>イ～タ (省略)</p> <p>レ 特定参加差押不動産を公売する場合は、次の事項</p>	<p>ロ (同左)</p> <p>(2) 見積価額公告 差押財産を公売に付するときは、原則として、次に掲げる日までに見積価額を公告しなければならないこと（徴収法第99条第1項、第2項参照）。</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>(3)～(8) (同左)</p> <p>(9) 換価代金の交付期日 換価代金の交付期日は、配当計算書の謄本を発送した日から起算して7日を経過した日としなければならないこと。ただし、差押えをした国税、交付要求に係る国税、地方税及び公課を有する行政機関等（<u>徴収法第2条第13号に規定する行政機関等をいう。以下同じ。</u>）並びに滞納者以外に配当手続に参加している者がいない場合には、その期間を短縮することができる（131、徴収法第132条第2項参照）。</p> <p>(10) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第2節 公売公告</p> <p>(公告すべき事項)</p> <p>34 「公売公告」（様式 308020-034）には、次の事項を記載し、これを公告しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (同左)</p> <p>(9) その他（徴収法第95条第1項第9号） (1)から(8)までに掲げる事項のほか、公売に関し重要と認められる事項として、おおむね次の事項等を記載すること（徴基通第95条関係17参照）。</p> <p>イ～タ (同左)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(イ) <u>換価執行決定に基づく公売である旨</u></p> <p>(ロ) <u>差押財産と特定参加差押不動産を一括換価する場合は、該当する不動産について、特定参加差押不動産である旨</u></p> <p>(公告の時期等)</p> <p>36 公売公告は、公売の日の前日を第1日として逆算して10日目に当たる日の前日以前にしなければならない(徴収法第95条第1項本文、徴基通第95条関係2)。ただし、公売財産が不相応の保存費を要するもの若しくは日時経過によりその差押財産等の価額が著しく減少するおそれがあるもの又は再公売するものについては、上記の原則にかかわらず、妥当と認める範囲でその期間を短縮することができる(26の(1)のロ、徴収法第95条第1項ただし書、第107条第2項、徴基通第95条関係3)。</p> <p>なお、公売公告は、公告をした日から公売をする日(公売により売却する場合には最高価申込者の決定の日を、随意契約により売却する場合にはその売却する日(以下これらを「公売期日等」という。)をいう(徴基通第111条関係1)。)まで掲示するものとする(徴基通第95条関係6)。</p> <p>(注) 1～5 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 見積価額の公告及び通知</p> <p>(見積価額の決定等)</p> <p>41 見積価額は、平成26.6.27付徴徴3-7「公売財産評価事務提要の制定について」(事務運営指針)(以下「評価事務提要」という。)の定めるところにより決定する。この場合においては、差押財産等を公売により強制的に売却するためのものであることを考慮しなければならない(徴収法第98条第1項後段、徴基通第98条関係3本文)。</p> <p>なお、見積価額の決定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p>	<p>(公告の時期等)</p> <p>36 公売公告は、公売の日の前日を第1日として逆算して10日目に当たる日の前日以前にしなければならない(徴収法第95条第1項本文、徴基通第95条関係2)。ただし、公売財産が不相応の保存費を要するもの若しくは日時経過によりその差押財産の価額が著しく減少するおそれがあるもの又は再公売するものについては、上記の原則にかかわらず、妥当と認める範囲でその期間を短縮することができる(26の(1)のロ、徴収法第95条第1項ただし書、第107条第2項、徴基通第95条関係3)。</p> <p>なお、公売公告は、公告をした日から公売をする日(公売により売却する場合には最高価申込者の決定の日を、随意契約により売却する場合にはその売却する日(以下これらを「公売期日等」という。)をいう(徴基通第111条関係1)。)まで掲示するものとする(徴基通第95条関係6)。</p> <p>(注) 1～5 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第3節 見積価額の公告及び通知</p> <p>(見積価額の決定等)</p> <p>41 見積価額は、平成26.6.27付徴徴3-7「公売財産評価事務提要の制定について」(事務運営指針)(以下「評価事務提要」という。)の定めるところにより決定する。この場合においては、差押財産を公売により強制的に売却するためのものであることを考慮しなければならない(徴収法第98条第1項後段、徴基通第98条関係3本文)。</p> <p>なお、見積価額の決定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p>

別紙

新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(一括換価する場合の見積価額の決定等)</p> <p>41-2 複数の差押財産等を一括換価する場合の見積価額の決定に当たっては、41(見積価額の決定等)に定めるところによるほか、次に掲げる事項に留意する。</p> <p>(1) 基準価額の算定 (省略)</p> <p>イ 一括換価する各財産の所有者が差押え(特定参加差押不動産の換価にあつては、<u>特定差押え</u>)の時点において同一であること。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(2)・(3) (省略)</p> <p>(見積価額公告の方法、場所等)</p> <p>43 見積価額の公告については、次の事項に留意する。</p> <p>(1) 見積価額公告は、「公売実施等決議書」により、必要な決裁を了した上で、「見積価額公告」(様式 308020-037)によって行うものとするが、その方法及び場所等については、公売公告に準じて行うこと(33参照)。</p> <p>なお、次に掲げる事項に留意する。</p> <p>イ 複数の財産を一括換価する場合</p> <p>(イ) <u>一括換価の方法により公売する旨を記載すること。</u></p> <p>(ロ) <u>「公売財産の表示」欄には、一括換価する全ての財産を記載すること。</u></p> <p>(ハ) <u>全ての財産を一体とした見積価額と各財産の見積価額を求めたときは、それらの見積価額を記載すること。</u></p> <p>ロ 特定参加差押不動産を公売する場合</p> <p>(イ) <u>換価執行決定に基づく公売である旨を記載すること。</u></p> <p>(ロ) <u>差押財産と特定参加差押不動産を一括換価する場合は、該当する不動産について、特定参加差押不動産である旨を記載すること。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>(一括換価する場合の見積価額の決定等)</p> <p>41-2 複数の差押財産を一括換価する場合の見積価額の決定に当たっては、41(見積価額の決定等)に定めるところによるほか、次に掲げる事項に留意する。</p> <p>(1) 基準価額の算定 (同左)</p> <p>イ 一括換価する各財産の所有者が差押えの時点において同一であること。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(2)・(3) (同左)</p> <p>(見積価額公告の方法、場所等)</p> <p>43 見積価額の公告については、次の事項に留意する。</p> <p>(1) 見積価額公告は、「公売実施等決議書」により、必要な決裁を了した上で、「見積価額公告」(様式 308020-037)によって行うものとするが、その方法及び場所等については、公売公告に準じて行うこと(33参照)。</p> <p>なお、<u>複数の財産を一括換価する場合の見積価額公告に当たっては、次に掲げる事項に留意する。</u></p> <p>イ <u>一括換価の方法により公売する旨を記載すること。</u> (新設)</p> <p>(ロ) <u>「公売財産の表示」欄には、一括換価する全ての財産を記載すること。</u> (新設)</p> <p>ハ <u>全ての財産を一体とした見積価額と各財産の見積価額を求めたときは、それら</u></p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(2)・(3) (省略)</p> <p>(見積価額の通知)</p> <p>44 公売公告と同時に見積価額を公告した場合には、「公売通知書」にその見積価額を併記して滞納者及び公売財産上の権利者に通知するものとする。</p> <p>なお、同通知書の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意する。</p> <p>(1) <u>複数の財産を一括換価する場合</u></p> <p>イ <u>一括換価の方法により公売する旨を記載すること。</u></p> <p>ロ <u>「公売財産の表示」欄には、一括換価する全ての財産を記載すること。</u></p> <p>ハ <u>「公売に係る国税等の額」欄には、「公売財産の所有者」欄に記載された滞納者に係る滞納国税等のみを記載するとともに、その滞納者に係る公売処分の基礎となっている滞納国税等である旨を記載すること。</u></p> <p>ニ <u>全ての財産を一体とした見積価額と各財産の見積価額を求めたときは、それらの見積価額を記載すること。</u></p> <p>(2) <u>特定参加差押不動産を公売する場合</u></p> <p>イ <u>換価執行決定に基づく公売である旨を記載すること。</u></p> <p>ロ <u>差押財産と特定参加差押不動産を一括換価する場合は、該当する不動産について、特定参加差押不動産である旨を記載すること。</u></p> <p>ハ <u>「公売に係る国税等の額」欄には、特定参加差押えに係る国税を記載すること。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p><u>の見積価額を記載すること。</u></p> <p>(2)・(3) (同左)</p> <p>(見積価額の通知)</p> <p>44 公売公告と同時に見積価額を公告した場合には、「公売通知書」にその見積価額を併記して滞納者及び公売財産上の権利者に通知するものとする。</p> <p>なお、<u>複数の財産を一括換価する場合において、公売公告と同時に見積価額を公告したときの同通知書の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意する。</u></p> <p>(1) <u>一括換価の方法により公売する旨を記載すること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) <u>「公売財産の表示」欄には、一括換価する全ての財産を記載すること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) <u>「公売に係る国税等の額」欄には、「公売財産の所有者」欄に記載された滞納者に係る滞納国税等のみを記載するとともに、その滞納者に係る公売処分の基礎となっている滞納国税等である旨を記載すること。</u></p> <p>(4) <u>全ての財産を一体とした見積価額と各財産の見積価額を求めたときは、それらの見積価額を記載すること。</u></p>

新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第 4 節 公売の通知	第 4 節 公売の通知
<p>(公売の通知)</p> <p>47 公売の通知については、次に掲げる事項に留意する。</p> <p>(1) 公売公告をしたときは、次に掲げる者に対して「公売通知書」(様式 308020-039・040)によりその旨を通知すること(徴収法第 96 条第 1 項)。ただし、差押財産等を再公売に付する場合において、その再公売の期日が直前の公売期日(徴収法第 95 条第 1 項第 3 号の「公売の日時」の属する日(期間入札の方法による場合には入札書が提出できる始期の属する日))から 10 日以内であるときは、公売の通知をする必要がないこと(徴収法第 107 条第 3 項)。</p> <p>イ～ホ (省略)</p> <p>へ <u>換価同意行政機関等</u></p> <p>(注) 1 (省略)</p> <p>2 <u>上記の「交付要求をした者」には、換価執行決定前に換価同意行政機関等に対して交付要求をした者が含まれることに留意する。</u></p> <p>3 (省略)</p> <p>4 (省略)</p> <p>(2)・(3) (省略)</p> <p>(4) <u>特定参加差押不動産を公売する場合の「公売通知書」の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意する(34 参照)。</u></p> <p>イ <u>換価執行決定に基づく公売である旨を記載すること。</u></p> <p>ロ <u>差押財産と特定参加差押不動産を一括換価公売する場合は、「公売財産の表示」欄で、特定参加差押不動産を特定すること。</u></p> <p>ハ <u>「公売に係る国税等の額」欄には、特定参加差押えに係る国税を記載すること。</u></p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) (省略)</p>	<p>(公売の通知)</p> <p>47 公売の通知については、次に掲げる事項に留意する。</p> <p>(1) 公売公告をしたときは、次に掲げる者に対して「公売通知書」(様式 308020-039・040)によりその旨を通知すること(徴収法第 96 条第 1 項)。ただし、差押財産を再公売に付する場合において、その再公売の期日が直前の公売期日(徴収法第 95 条第 1 項第 3 号の「公売の日時」の属する日(期間入札の方法による場合には入札書が提出できる始期の属する日))から 10 日以内であるときは、公売の通知をする必要がないこと(徴収法第 107 条第 3 項)。</p> <p>イ～ホ (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(注) 1 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 (同左)</p> <p>(2)・(3) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) (同左)</p>

新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第 5 節 公売保証金	第 5 節 公売保証金
(公売保証金の領収等に関する処理)	(公売保証金の領収等に関する処理)
53 公売保証金の領収等に関する処理は、管理運営事務提要の定めるところにより処理する。この場合においては、特に次の事項に留意する。	53 公売保証金の領収等に関する処理は、管理運営事務提要の定めるところにより処理する。この場合においては、特に次の事項に留意する。
(1)～(4) (省略)	(1)～(4) (同左)
(5) 買受代金への充当	(5) 買受代金への充当
公売保証金の買受代金への充当については、次によること。	公売保証金の買受代金への充当については、次によること。
イ (省略)	イ (同左)
ロ (省略)	ロ (同左)
(注) 1 (省略)	(注) 1 (同左)
2 上記の「公売に係る国税」とは、公売保証金の提供を受けた公売処分の基礎となった国税(特定参加差押不動産を換価する場合にあっては、 <u>特定参加差押えに係る国税</u>)をいい、交付要求に係る国税等(特定参加差押不動産を換価する場合にあっては、 <u>特定差押えに係る国税、地方税及び公課を含み、特定参加差押えに係る国税を除く。</u>)へは充てることができない(徴基通第 100 条関係 11)。	2 上記の「公売に係る国税」とは、公売保証金の提供を受けた公売処分の基礎となった国税をいい、交付要求に係る国税等へは充てることができない(徴基通第 100 条関係 11)。
(6)～(8) (省略)	(6)～(8) (同左)
(買受代金を納付の期限までに納付しなかった場合の処理)	(買受代金を納付の期限までに納付しなかった場合の処理)
58 買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しなかった場合には、次により処理する。	58 買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しなかった場合には、次により処理する。
(1) (省略)	(1) (同左)
(2) 売却決定の取消しを行わない場合	(2) 売却決定の取消しを行わない場合
次に掲げる事項のいずれにも該当する場合には、相当と認められる期間(おおむね 7 日以内)は売却決定の取消しを行わないこととしても差し支えないこと(徴基通第 115 条関係 7 ただし書)。この場合においては、売却決定の取消しをしない期間内に	次に掲げる事項のいずれにも該当する場合には、相当と認められる期間(おおむね 7 日以内)は売却決定の取消しを行わないこととしても差し支えないこと(徴基通第 115 条関係 7 ただし書)。この場合においては、売却決定の取消しをしない期間内に

新旧対照表

改正後	改正前
<p>滞納者又は第三者から公売の基礎となった滞納国税（<u>特定参加差押不動産を換価する場合にあっては、特定参加差押え（特定参加差押えが2以上あるときは、そのうち最も先にされた特定参加差押えに限る。）に係る国税又は特定差押えに係る国税、地方税若しくは公課</u>）の全額が納付されたとき等売却決定を取り消すべき事由が生じたときは、その売却決定を取り消す旨をあらかじめ買受人に周知しておくこと。</p> <p>イ～ハ （省略）</p> <p style="text-align: center;">第7節 期日入札の方法による公売手続</p> <p>（最高価申込者等の決定の取消し）</p> <p>68 不動産等の最高価申込者等の決定後、売却決定前に公売の<u>基礎</u>となった国税（<u>特定参加差押不動産を換価する場合にあっては、特定参加差押え（特定参加差押えが2以上あるときは、そのうち最も先にされた特定参加差押えに限る。）に係る国税又は特定差押えに係る国税、地方税若しくは公課</u>）の完納等による消滅の事実を確認したときは、徴収法第117条《国税の完納による売却決定の取消し》の規定に準じ、最高価申込者等の決定の取消しを行うこと（徴基通第104条関係6、第117条関係3参照）。この場合においては、最高価申込者、滞納者及び利害関係人に対し、その最高価申込者の決定を取り消した旨を「不動産等の最高価申込者の決定取消通知書」（様式308020-064～066）により通知し、また、併せて次順位買受申込者の決定を取り消したときは、これに準じて「不動産等の次順位買受申込者の決定取消通知書」（様式308020-071～073）により通知することに留意する。</p> <p>（注）1 <u>2以上の参加差押えに基づき換価執行決定をした場合において、そのうち最も先にされた参加差押えに係る国税が完納等により消滅し、その参加差押えを解除したとしても、換価執行決定は取り消す必要がないことに留意する（徴基通第89条の3関係1）。</u></p> <p>2 <u>上記の国税が、最高価申込者等の決定前に完納等により消滅した場合は、換価手続を中止する必要がないことに留意する。</u></p>	<p>滞納者又は第三者から公売の基礎となった滞納国税の全額が納付されたとき等売却決定を取り消すべき事由が生じたときは、その売却決定を取り消す旨をあらかじめ買受人に周知しておくこと。</p> <p>イ～ハ （同左）</p> <p style="text-align: center;">第7節 期日入札の方法による公売手続</p> <p>（最高価申込者等の決定の取消し）</p> <p>68 不動産等の最高価申込者等の決定後、売却決定前に公売の<u>基因</u>となった国税の完納等による消滅の事実を確認したときは、徴収法第117条《国税の完納による売却決定の取消し》の規定に準じ、最高価申込者等の決定の取消しを行うこと（徴基通第104条関係6、第117条関係3参照）。この場合においては、最高価申込者、滞納者及び利害関係人に対し、その最高価申込者の決定を取り消した旨を「不動産等の最高価申込者の決定取消通知書」（様式308020-064～066）により通知し、また、併せて次順位買受申込者の決定を取り消したときは、これに準じて「不動産等の次順位買受申込者の決定取消通知書」（様式308020-071～073）により通知することに留意する。</p> <p>（新設）</p>

新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第 10 節 再度入札又は再度競り売りの手続</p>	<p>第 10 節 再度入札又は再度競り売りの手続</p>
<p>(再度入札)</p> <p>84 再度入札については、次による。</p> <p>(1) 再度入札ができる場合</p> <p>期日入札の方法により差押財産等を公売する場合において、入札者がいないとき又は入札者はあったがその入札価額が見積価額に達しなかったときは、直ちに再度入札をすることができる（徴収法第 102 条前段、徴基通第 102 条関係 1）。</p> <p>なお、最高価申込者の決定前に最高価申込者となるべき者が徴収法第 108 条第 2 項《公売実施の適正化のための措置》の規定により入札がなかったものとされた場合にも、入札終了の告知をしている場合を除き、再度入札をすることとして差し支えない（徴基通第 102 条関係 1）。</p> <p>(2)～(4) (省略)</p>	<p>(再度入札)</p> <p>84 再度入札については、次による。</p> <p>(1) 再度入札ができる場合</p> <p>期日入札の方法により差押財産等を公売する場合において、入札者がいないとき又は入札者はあったがその入札価額が見積価額に達しなかったときは、直ちに再度入札をすることができる（徴収法第 102 条前段、徴基通第 102 条関係 1）。</p> <p>なお、最高価申込者の決定前に最高価申込者となるべき者が徴収法第 108 条第 2 項《公売実施の適正化のための措置》の規定により入札がなかったものとされた場合にも、入札終了の告知をしている場合を除き、再度入札をすることとして差し支えない（徴基通第 102 条関係 1）。</p> <p>(2)～(4) (同左)</p>
<p>第 11 節 再公売の手続</p>	<p>第 11 節 再公売の手続</p>
<p>(再公売に付する場合)</p> <p>86 次に該当する場合には、特別の事情がない限り、随意契約による売却又は国による買入れをすることなく、再公売に付する（徴収法第 107 条第 1 項、徴基通第 107 条関係 1）。</p> <p>なお、差押財産等を 3 回公売に付しても入札等がなく、更に換価に付しても売却の見込みがないと認められるときは、その差押えの<u>解除（特定参加差押不動産の再公売にあつては、換価執行決定の取消し）</u>をすることができることに留意する（徴収法第 79 条第 2 項第 3 号、<u>第 89 条の 3 第 2 項第 3 号</u>、徴基通第 79 条関係 <u>11、13、第 89 条の 3 関係 9</u>参照）。</p> <p>(注) <u>1</u> 3 回公売に付し、入札等がなかった場合であっても、差押財産等の種類、性</p>	<p>(再公売に付する場合)</p> <p>86 次に該当する場合には、特別の事情がない限り、随意契約による売却又は国による買入れをすることなく、再公売に付する（徴収法第 107 条第 1 項、徴基通第 107 条関係 1）。</p> <p>なお、差押財産を 3 回公売に付しても入札等がなく、更に換価に付しても売却の見込みがないと認められるときは、その差押えを<u>解除</u>することができることに留意する（徴収法第 79 条第 2 項第 3 号、徴基通第 79 条関係 <u>8－3、8－5</u>参照）。</p> <p>(注) 3 回公売に付し、入札等がなかった場合であっても、差押財産の種類、性質、</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>質、見積価額の多寡等を考慮して直ちに差押えを解除することが適当でないと認められるときは、更に換価に付すことを検討するものとする。</p> <p>なお、差押財産等が農地等の場合には、農林水産大臣に対する買取りの申出（141の(6)参照）の可否についても併せて検討する。</p> <p><u>2 公売の回数については、換価同意行政機関等が実施した公売の回数も含めることに留意する（徴基通79条関係10）。</u></p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 随意契約による売却及び国による買入れ</p> <p style="text-align: center;">第1節 随意契約による売却</p> <p>(随意契約による売却ができる場合)</p> <p>88 次に掲げる場合には、公売に代えて、差押財産等を随意契約により売却することができる（徴収法第109条第1項、徴基通第109条関係1から5まで）。</p> <p>なお、(5)から(7)に掲げる事由により公売が成立しなかった場合においても、直ちに随意契約により売却することなく、原則として再公売を行うこととし、再公売に付してもなお売却できなかつたときに限り随意契約の方法による売却の要否について検討すること。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 次に掲げる場合等、公売に付することが公益上適当でないと認められるとき。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 差し押さえた土地（<u>特定参加差押不動産を含む。</u>）その他の権利について、土地収用法、都市計画法等の規定に基づいて土地その他の権利を収用することができる権利を有する者から、その土地その他の権利を買い受けたい旨の申出があった場合</p> <p>(4)～(7) (省略)</p>	<p>見積価額の多寡等を考慮して直ちに差押えを解除することが適当でないと認められるときは、更に換価に付すことを検討するものとする。</p> <p>なお、差押財産が農地等の場合には、農林水産大臣に対する買取りの申出（141の(6)参照）の可否についても併せて検討する。</p> <p>(新設)</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第4章 随意契約による売却及び国による買入れ</p> <p style="text-align: center;">第1節 随意契約による売却</p> <p>(随意契約による売却ができる場合)</p> <p>88 次に掲げる場合には、公売に代えて、差押財産を随意契約により売却することができる（徴収法第109条第1項、徴基通第109条関係1から5まで）。</p> <p>なお、(5)から(7)に掲げる事由により公売が成立しなかった場合においても、直ちに随意契約により売却することなく、原則として再公売を行うこととし、再公売に付してもなお売却できなかつたときに限り随意契約の方法による売却の要否について検討すること。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 次に掲げる場合等、公売に付することが公益上適当でないと認められるとき。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 差し押さえた土地その他の権利について、土地収用法、都市計画法等の規定に基づいて土地その他の権利を収用することができる権利を有する者から、その土地その他の権利を買い受けたい旨の申出があった場合</p> <p>(4)～(7) (同左)</p>

別紙

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(随意契約による売却手続)</p> <p>90 随意契約により売却する場合の手続については、91 及び 92 に該当するものを除き、公売する場合の手続に準じ、次により処理する（徴基通第 109 条関係 6 から 14 まで）。</p> <p>(1)～(11) (省略)</p> <p>(12) 公売保証金の不徴収 差押財産等を随意契約の方法により売却する場合には、公売保証金を提供させることができないこと（徴基通第 109 条関係 12）。</p> <p>(13) (省略)</p> <p>(広告によって行う随意契約による売却手続)</p> <p>91 広告によって行う随意契約（以下「広告随契」という。）による売却とは、徴収法第 109 条第 1 項第 3 号に該当する場合の随意契約による売却の一方法として、直前の公売における見積価額以上の価額で一定の期間内に差押財産等を随意契約により売却する旨を広告し、最初に買受申込みをした者に売却する方法である（徴基通第 109 条関係 1 の(注)）。</p> <p>広告随契による売却をする場合の手続については、90（随意契約による売却手続）に準じ、次により処理する。</p> <p>(注) 広告随契による売却は、差押財産等を再公売に付しても売却できない場合に、それを補完する目的で行うものであることに留意する。</p> <p>(1) 広告随契による売却をする財産 広告随契による売却をする財産は、徴収法第 109 条第 1 項第 3 号に該当する場合の差押財産等とすること。</p> <p>(2)～(14) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 換価の効果及び換価財産の権利移転の手続</p> <p>(換価の効果)</p>	<p>(随意契約による売却手続)</p> <p>90 随意契約により売却する場合の手続については、91 及び 92 に該当するものを除き、公売する場合の手続に準じ、次により処理する（徴基通第 109 条関係 6 から 14 まで）。</p> <p>(1)～(11) (同左)</p> <p>(12) 公売保証金の不徴収 差押財産を随意契約の方法により売却する場合には、公売保証金を提供させることができないこと（徴基通第 109 条関係 12）。</p> <p>(13) (同左)</p> <p>(広告によって行う随意契約による売却手続)</p> <p>91 広告によって行う随意契約（以下「広告随契」という。）による売却とは、徴収法第 109 条第 1 項第 3 号に該当する場合の随意契約による売却の一方法として、直前の公売における見積価額以上の価額で一定の期間内に差押財産を随意契約により売却する旨を広告し、最初に買受申込みをした者に売却する方法である（徴基通第 109 条関係 1 の(注)）。</p> <p>広告随契による売却をする場合の手続については、90（随意契約による売却手続）に準じ、次により処理する。</p> <p>(注) 広告随契による売却は、差押財産を再公売に付しても売却できない場合に、それを補完する目的で行うものであることに留意する。</p> <p>(1) 広告随契による売却をする財産 広告随契による売却をする財産は、徴収法第 109 条第 1 項第 3 号に該当する場合の差押財産とすること。</p> <p>(2)～(14) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 換価の効果及び換価財産の権利移転の手続</p> <p>(換価の効果)</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>97 換価の効果については、次に留意する。</p> <p><u>(注) 特定参加差押不動産を換価した場合は、この項の差押えに関する記述(不動産の差押えに関するものに限る。)</u>については、<u>換価同意行政機関等による差押えを指すものとする。</u></p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p>(不動産の権利移転手続)</p> <p>101 不動産登記法第115条《公売処分による登記》の規定の適用を受ける不動産の権利移転手続については、次による。</p> <p><u>(注) 特定参加差押不動産を換価した場合は、この項の差押えに関する記述については、換価同意行政機関等による差押えを指すものとする。</u></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 住所証明書の提出</p> <p>税務署長は、買受人から(1)の請求があったときは、買受人の住所を証するもの(以下「住所証明書」という。)として、買受人の住所を証する市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法第252条の19第1項に定める指定都市にあつては区長とする。)、登記官その他の公務員が職務上作成した情報(買受人が個人の場合には<u>住民票の写し(個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項《定義》に規定する「個人番号」をいう。)</u>の記載がないもの)、法人の場合には、商業登記簿に係る登記事項証明書等)を提出させること(不動産登記令第7条第1項、別表の30参照)。</p> <p>(3)・(4) (省略)</p> <p>(5) 移転登記の嘱託</p> <p>税務署長は、買受人から(1)の請求があったときは、「登記嘱託書」(様式306011-036・037)及び「登記原因証明書」を作成し、次により登記の嘱託を行うこと。</p> <p>なお、「登記嘱託書」の作成に当たっては、買受人に「登記識別情報」の通知希望</p>	<p>97 換価の効果については、次に留意する。</p> <p>(新設)</p> <p>(1)～(7) (同左)</p> <p>(不動産の権利移転手続)</p> <p>101 不動産登記法第115条《公売処分による登記》の規定の適用を受ける不動産の権利移転手続については、次による。</p> <p>(新設)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 住所証明書の提出</p> <p>税務署長は、買受人から(1)の請求があったときは、買受人の住所を証するもの(以下「住所証明書」という。)として、買受人の住所を証する市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法第252条の19第1項に定める指定都市にあつては区長とする。)、登記官その他の公務員が職務上作成した情報(買受人が個人の場合には住民票の写し(個人番号の記載がないもの)、法人の場合には商業登記簿に係る登記事項証明書等)を提出させること(不動産登記令第7条第1項、別表の30参照)。</p> <p>(3)・(4) (同左)</p> <p>(5) 移転登記の嘱託</p> <p>税務署長は、買受人から(1)の請求があったときは、「登記嘱託書」(様式306011-036・037)及び「登記原因証明書」を作成し、次により登記の嘱託を行うこと。</p> <p>なお、「登記嘱託書」の作成に当たっては、買受人に「登記識別情報」の通知希</p>

別紙

新旧対照表

改正後	改正前
<p>の有無を確認し、「登記識別情報の通知に関する確認書」（様式 306011-038）を徴した上で、買受人が「登記識別情報」の通知を希望しない場合には、「登記嘱託書」にその旨を表示することに留意する（不動産登記法第 21 条、不動産登記規則第 64 条第 1 項第 1 号参照）。</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 嘱託の手続</p> <p>「登記嘱託書」に「登記原因証明書」、買受人から提出があった「住所証明書」及び登録免許税の「領収証書」又は登録免許税の額に相当する印紙を添えて、遅滞なくその不動産の所在地を所轄する登記所に送達すること（登録免許税法第 23 条参照）。この場合において、換価に係る差押えの登記の抹消及び権利移転の登記に加え、換価に伴い消滅する権利の登記の抹消の登記を併せて嘱託するときは、上記の「登記嘱託書」に「配当計算書」の謄本を添付して行うこと（徴基通第 121 条関係 4）。</p> <p>なお、同一債権を担保するため、担保のための仮登記が他の担保権と併用されていて、その仮登記又は担保権のうちいずれか先順位のものについて配当がされた場合には、後順位の仮登記又は担保権については、「配当計算書」の「備考」欄に、例えば、「何番抵当権（又は仮登記）と併用」と記載してその仮登記又は担保権の登記の抹消を嘱託する。</p> <p>また、滞納処分手続において効力を有しない根担保仮登記がある場合には、「配当計算書」の「備考」欄に、例えば、「根担保目的のため配当なし」と記載して、その仮登記の抹消登記を嘱託する（昭和 56. 1. 7 付徴徴 4-1 「滞納処分による換価財産上に担保のための仮登記等がある場合における当該仮登記等のまっ消登記の嘱託について」（事務運営指針））。</p> <p><u>おって、特定参加差押不動産の権利移転登記については、「登記原因証明書」の「登記の原因となる事実又は法律行為」欄に、徴収法第 89 条の 2 による換価執行決定を行った旨を記載する。</u></p> <p>(6)～(9) （省略）</p>	<p>望の有無を確認し、「登記識別情報の通知に関する確認書」（様式 306011-038）を徴した上で、買受人が「登記識別情報」の通知を希望しない場合には、「登記嘱託書」にその旨を表示することに留意する（不動産登記法第 21 条、不動産登記規則第 64 条第 1 項第 1 号参照）。</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 嘱託の手続</p> <p>「登記嘱託書」に「登記原因証明書」、買受人から提出があった「住所証明書」及び登録免許税の「領収証書」又は登録免許税の額に相当する印紙を添えて、遅滞なくその不動産の所在地を所轄する登記所に送達すること（登録免許税法第 23 条参照）。この場合において、換価に係る差押の登記の抹消及び権利移転の登記に加え、換価に伴い消滅する権利の登記の抹消の登記を併せて嘱託するときは、上記の「登記嘱託書」に「配当計算書」の謄本を添付して行うこと（徴基通第 121 条関係 4）。</p> <p>なお、同一債権を担保するため、担保のための仮登記が他の担保権と併用されていて、その仮登記又は担保権のうちいずれか先順位のものについて配当がされた場合には、後順位の仮登記又は担保権については、「配当計算書」の「備考」欄に、例えば、「何番抵当権（又は仮登記）と併用」と記載してその仮登記又は担保権の登記の抹消を嘱託する。</p> <p>また、滞納処分手続において効力を有しない根担保仮登記がある場合には、「配当計算書」の「備考」欄に、例えば、「根担保目的のため配当なし」と記載して、その仮登記の抹消登記を嘱託する（昭和 56. 1. 7 付徴徴 4-1 「滞納処分による換価財産上に担保のための仮登記等がある場合における当該仮登記等のまっ消登記の嘱託について」（事務運営指針））。</p> <p>(6)～(9) （同左）</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第7章 換価代金等の処理</p> <p style="text-align: center;">第1節 配当の原則</p> <p>(配当の原則)</p> <p>114 差押財産等の売却代金又は有価証券、債権若しくは無体財産権等の差押えにより第三債務者等から給付を受けた金銭（以下「換価代金等」という。）は、次に掲げる国税その他の債権に配当する（徴収法第129条第1項）。また、差し押さえた金銭又は交付要求により交付を受けた金銭は、それぞれ差押え又は交付要求に係る国税に充てる（徴収法第129条第2項）。この場合において、配当した金銭に残余があるときは、これを滞納者に交付する（134、徴収法第129条第3項参照）。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(1) 差押えに係る国税（<u>特定参加差押不動産の売却代金を配当する場合にあっては、特定参加差押えに係る国税</u>）</p> <p>(2) 交付要求を受けた国税、地方税及び公課（<u>特定参加差押不動産の売却代金を配当する場合にあっては、差押えに係る国税、地方税及び公課を含む。</u>）</p> <p>(3) 差押財産等上の質権、抵当権、先取特権（これらについて仮登記されているものも含む。また、仮登記には、保全仮登記が含まれる（徴基通第129条関係1）。以下この章において同じ。）、留置権又は担保のための仮登記に係る権利の被担保債権</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(配当順位の原則)</p> <p>115 換価代金等が配当を受けることのできる債権の総額に不足するときの配当の順位は、原則として次のとおりであることに留意する（徴収法第129条第5項）。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 換価代金等の処理</p> <p style="text-align: center;">第1節 配当の原則</p> <p>(配当の原則)</p> <p>114 差押財産の売却代金又は有価証券、債権若しくは無体財産権等の差押えにより第三債務者等から給付を受けた金銭（以下「換価代金等」という。）は、次に掲げる国税その他の債権に配当する（徴収法第129条第1項）。また、差し押さえた金銭又は交付要求により交付を受けた金銭は、それぞれ差押え又は交付要求に係る国税に充てる（徴収法第129条第2項）。この場合において、配当した金銭に残余があるときは、これを滞納者に交付する（134、徴収法第129条第3項参照）。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(1) 差押えに係る国税</p> <p>(2) 交付要求を受けた国税、地方税及び公課</p> <p>(3) 差押財産上の質権、抵当権、先取特権（これらについて仮登記されているものも含む。また、仮登記には、保全仮登記が含まれる（徴基通第129条関係1）。以下この章において同じ。）、留置権又は担保のための仮登記に係る権利の被担保債権</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(配当順位の原則)</p> <p>115 換価代金等が配当を受けることのできる債権の総額に不足するときの配当の順位は、原則として次のとおりであることに留意する（徴収法第129条第5項）。</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(注) <u>換価執行決定をした行政機関等（以下「換価執行行政機関等」という。）が換価する場合、配当の順位は、差押行政機関等が換価する場合と同一であることに留意する（徴基通 129 条関係 17 参照）。</u></p> <p>(1) 第 1 順位のグループ（差押国税に常に優先して配当する債権）</p> <p>イ 直接の滞納処分費（徴収法第 10 条）</p> <p>(注) <u>換価同意行政機関等が支出した滞納処分費（財産の差押えのために要した費用、差押財産の運搬に要した費用等）は直接の滞納処分費には該当しないが、特定差押えに係る国税、地方税又は公課に先立って充当することに留意する（徴収法第 137 条、徴基通第 10 条関係 2）。</u></p> <p>ロ～ホ （省略）</p> <p>(2)～(4) （省略）</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 特殊な場合の配当</p> <p>(特殊な事情がある場合等)</p> <p>124 売却代金を配当する場合において、次に掲げる特殊事情があるときは、それぞれ次に定めるところにより配当する。</p> <p>(1) 複数の財産を一括換価した場合</p> <p>複数の差押財産等を一括換価した場合において、各財産の所有者を異にする場合や所有者が同一であっても各財産の権利関係が異なるなど、配当を行うに当たり各財産に対応する売却代金の額を定める必要があるときは、売却代金の総額を各財産の見積価額に応じてあん分して得た額を各財産に対応する売却代金の額とする（徴収法第 128 条第 2 項、徴基通第 128 条関係 7 参照）。</p> <p>なお、各財産に対応する滞納処分費の負担についても同様である。</p> <p>(注) （省略）</p> <p>(2)～(6) （省略）</p>	<p>(新設)</p> <p>(1) 第 1 順位のグループ（差押国税に常に優先して配当する債権）</p> <p>イ 直接の滞納処分費（徴収法第 10 条）</p> <p>(新設)</p> <p>ロ～ホ （同左）</p> <p>(2)～(4) （同左）</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 特殊な場合の配当</p> <p>(特殊な事情がある場合等)</p> <p>124 売却代金を配当する場合において、次に掲げる特殊事情があるときは、それぞれ次に定めるところにより配当する。</p> <p>(1) 複数の財産を一括換価した場合</p> <p>複数の差押財産を一括換価した場合において、各財産の所有者を異にする場合や所有者が同一であっても各財産の権利関係が異なるなど、配当を行うに当たり各財産に対応する売却代金の額を定める必要があるときは、売却代金の総額を各財産の見積価額に応じてあん分して得た額を各財産に対応する売却代金の額とする（徴収法第 128 条第 2 項、徴基通第 128 条関係 7 参照）。</p> <p>なお、各財産に対応する滞納処分費の負担についても同様である。</p> <p>(注) （同左）</p> <p>(2)～(6) （同左）</p>

新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第3節 配当及び充当の手続	第3節 配当及び充当の手続
<p>(債権現在額申立書の徴取)</p> <p>125 換価代金等の配当に当たっての「債権現在額申立書」の徴取は、次による（徴収法第130条第1項、徴収令第48条第1項）。</p> <p>(1) 債権現在額申立書を提出すべき者</p> <p>「債権現在額申立書」を提出すべき者は、次の債権を有する者である。</p> <p>イ 交付要求をした国税、地方税又は公課<u>（特定参加差押不動産の売却代金を配当する場合にあっては、差押えに係る国税、地方税及び公課を含む）</u></p> <p>ロ・ハ （省略）</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) 債権現在額申立書に記載する債権の範囲等</p> <p>「債権現在額申立書」に記載すべき債権額は、次のとおりである。</p> <p>この場合におけるその債権の債権額とは、その債権の元本、利息、損害金、費用その他附帯の債権額の総額をいうことに留意する（徴基通第130条関係3）。</p> <p>イ 配当を受けるべき債権が国税、地方税又は公課の場合には、交付要求を受けた税務署長又は換価執行決定をした税務署長が換価代金等を受領した日現在における債権額</p> <p>ロ （省略）</p> <p>(配当すべき国税等の範囲)</p> <p>128 差押えに係る国税<u>（特定参加差押不動産の売却代金を配当する場合にあっては、特定参加差押えに係る国税）</u>又は交付要求を受けた国税、地方税及び公課（<u>特定参加差押不動産の売却代金を配当する場合にあっては、差押えに係る国税、地方税及び公課を含む。</u>）に配当すべき債権額の範囲は、本税、利子税又は加算税のほか、これらに係る滞納処分費及び税務署長が換価代金等を受領した日までの延滞税の合計額である（徴基通第130条関係3参照）。</p>	<p>(債権現在額申立書の徴取)</p> <p>125 換価代金等の配当に当たっての「債権現在額申立書」の徴取は、次による（徴収法第130条第1項、徴収令第48条第1項）。</p> <p>(1) 債権現在額申立書を提出すべき者</p> <p>「債権現在額申立書」を提出すべき者は、次の債権を有する者である。</p> <p>イ 交付要求をした国税、地方税又は公課</p> <p>ロ・ハ （同左）</p> <p>(2) （同左）</p> <p>(3) 債権現在額申立書に記載する債権の範囲等</p> <p>「債権現在額申立書」に記載すべき債権額は、次のとおりである。</p> <p>この場合におけるその債権の債権額とは、その債権の元本、利息、損害金、費用その他附帯の債権額の総額をいうことに留意する（徴基通第130条関係3）。</p> <p>イ 配当を受けるべき債権が国税、地方税又は公課の場合には、交付要求を受けた税務署長が換価代金等を受領した日現在における債権額</p> <p>ロ （同左）</p> <p>(配当すべき国税等の範囲)</p> <p>128 差押えに係る国税又は交付要求を受けた国税、地方税及び公課に配当すべき債権額の範囲は、本税、利子税又は加算税のほか、これらに係る滞納処分費及び税務署長が換価代金等を受領した日までの延滞税の合計額である（徴基通第130条関係3参照）。</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(一括換価した場合の配当計算書の作成等)</p> <p>130-2 複数の差押財産等を一括換価した場合の「配当計算書」の作成に当たっては、130 (配当計算書の作成等) に定めるところによるほか、次に掲げる事項に留意する。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(換価代金等の交付期日)</p> <p>131 換価代金等の交付期日は、「配当計算書」の謄本を交付のため発送した日から起算して7日を経過した日とする(徴収法第132条第2項本文)。ただし、差押えをした国税(特定参加差押不動産の売却代金を配当する場合にあっては、特定参加差押えに係る国税)、交付要求に係る国税、地方税及び公課(特定参加差押不動産の売却代金を配当する場合にあっては、差押えに係る国税、地方税及び公課を含む。)を有する行政機関等並びに滞納者以外に配当手続に参加している者が不在の場合には、上記の期間を短縮することができる(徴収法第132条第2項ただし書)。期間を短縮する場合においても、納税者及び交付要求をしている行政機関等から「配当計算書」に関する異議(徴収法第133条第2項)の申出又は不服申立て(徴収法第171条第1項第4号)をすることができる期間はおくものとする(徴基通第132条関係2)。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(破産手続開始の決定があった場合等の換価代金等の交付)</p> <p>134 換価代金等を交付すべき場合において、次に掲げる事情があるときは、それぞれに定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 換価財産について強制執行による差押え等がされている場合 換価財産について、強制執行による差押え等がされている場合には、次に掲げるところによること(徴基通第129条関係9、滞調法逐条通達第17条関係1、第18条</p>	<p>(一括換価した場合の配当計算書の作成等)</p> <p>130-2 複数の差押財産を一括換価した場合の「配当計算書」の作成に当たっては、130 (配当計算書の作成等) に定めるところによるほか、次に掲げる事項に留意する。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(換価代金等の交付期日)</p> <p>131 換価代金等の交付期日は、「配当計算書」の謄本を交付のため発送した日から起算して7日を経過した日とする(徴収法第132条第2項本文)。ただし、差押えをした国税、交付要求に係る国税、地方税及び公課を有する行政機関等並びに滞納者以外に配当手続に参加している者が不在の場合には、上記の期間を短縮することができる(徴収法第132条第2項ただし書)。期間を短縮する場合においても、納税者及び交付要求をしている行政機関等から「配当計算書」に関する異議(徴収法第133条第2項)の申出又は不服申立て(徴収法第171条第1項第4号)をすることができる期間はおくものとする(徴基通第132条関係2)。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(破産手続開始の決定があった場合等の換価代金等の交付)</p> <p>134 換価代金等を交付すべき場合において、次に掲げる事情があるときは、それぞれに定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 換価財産について強制執行による差押え等がされている場合 換価財産について、強制執行による差押え等がされている場合には、次に掲げるところによること(徴基通第129条関係9)。</p>

新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>関係7、9)。 イ・ロ (省略)</p> <p>(滞納税目間の充当の順序等)</p> <p>136 換価代金等を滞納国税に充てる場合において、滞納国税が複数の税目又は納期限にわたるときにおける充当の順序は、次によるものとする。</p> <p>(1) 充当の対象となる国税</p> <p>差押財産等の換価代金等の配当又は強制換価手続に対する交付要求により配当を受けた場合の受入金等は、徴収の基因となった国税(附帯税及び滞納処分費を含む。以下、(1)及び(2)において同じ。)に充当する。</p> <p>なお、「徴収の基因となった国税」とは、配当を受ける根拠となる差押え又は交付要求に係る国税であって、その配当が他の債権に優先して受けたものであるときは、その優先する国税をいう。</p> <p>(2) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第8章 特殊財産についての換価</p> <p>(農地等の換価)</p> <p>141 農地等の換価については、特に次の事項に留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 買受適格証明書の提出等</p> <p>農地等の換価に当たっては、下表の区分に従って、農業委員会等から交付を受けた「買受適格証明書」を有する者に限りその買受けに参加させること。したがって、農地等の公売公告には、次の事項を特に明記すること。</p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>(担保権の引受けを条件とする財産の換価)</p>	<p>イ・ロ (同左)</p> <p>(滞納税目間の充当の順序等)</p> <p>136 換価代金等を滞納国税に充てる場合において、滞納国税が複数の税目又は納期限にわたるときにおける充当の順序は、次によるものとする。</p> <p>(1) 充当の対象となる国税</p> <p>差押財産の換価代金等の配当又は強制換価手続に対する交付要求により配当を受けた場合の受入金等は、徴収の基因となった国税(附帯税及び滞納処分費を含む。以下、(1)及び(2)において同じ。)に充当する。</p> <p>なお、「徴収の基因となった国税」とは、配当を受ける根拠となる差押え又は交付要求に係る国税であって、その配当が他の債権に優先して受けたものであるときは、その優先する国税をいう。</p> <p>(2) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第8章 特殊財産についての換価</p> <p>(農地等の換価)</p> <p>141 農地等の換価については、特に次の事項に留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 買受適格証明書の提出等</p> <p>差し押さえた農地等の換価に当たっては、下表の区分に従って、農業委員会等から交付を受けた「買受適格証明書」を有する者に限りその買受けに参加させること。したがって、農地等の公売公告には、次の事項を特に明記すること。</p> <p>(3)～(5) (同左)</p> <p>(担保権の引受けを条件とする財産の換価)</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>153 担保権の引受けを条件とする財産の換価については、特に次に掲げる事項に留意する。</p> <p>(1) 担保権の引受けを条件とする換価ができる場合</p> <p>差押財産等上に登記がされている質権、抵当権又は先取特権がある場合において、次に掲げる全ての要件に該当するときは、これらの負担を買受人に引き受けさせる方法により、当該財産を換価することができること（徴収法第 124 条第 2 項前段、徴収令第 47 条）。</p> <p>イ（省略）</p> <p>ロ <u>差押えに係る国税（特定参加差押不動産を換価する場合にあっては、換価同意行政機関等の滞納処分による差押えに係る国税、地方税又は公課を含む。）</u>が当該質権、抵当権又は先取特権の被担保債権に劣後して徴収するものであること。</p> <p>ハ～ニ（省略）</p> <p>(2)～(6)（省略）</p> <p style="text-align: center;">第 9 章 売却決定の取消し</p> <p>(売却決定を取り消すべき場合)</p> <p>155 次に掲げる場合には、直ちに売却決定の取消しをする。</p> <p>(1) 売却決定後買受人の買受代金の納付前において、換価財産に係る滞納国税の完納（<u>特定参加差押不動産を換価する場合にあっては、特定参加差押え（特定参加差押えが 2 以上あるときは、そのうち最も先にされた特定参加差押えに限る。）に係る国税又は換価同意行政機関等の滞納処分による差押えに係る国税、地方税若しくは公課の全額の消滅</u>）の事実が証明された場合（徴収法第 117 条、徴収令第 43 条第 2 項）</p> <p>この証明は、納税者又は第三者から、売却決定をした税務署長に対し、<u>国税（特定参加差押不動産を換価する場合にあっては、特定参加差押えに係る国税又は換価同意行政機関等の滞納処分による差押えに係る国税、地方税若しくは公課）</u>の領収証書そ</p>	<p>153 担保権の引受けを条件とする財産の換価については、特に次に掲げる事項に留意する。</p> <p>(1) 担保権の引受けを条件とする換価ができる場合</p> <p>差押財産上に登記がされている質権、抵当権又は先取特権がある場合において、次に掲げる全ての要件に該当するときは、これらの負担を買受人に引き受けさせる方法により、当該財産を換価することができること（徴収法第 124 条第 2 項前段、徴収令第 47 条）。</p> <p>イ（同左）</p> <p>ロ 差押え等に係る国税が当該質権、抵当権又は先取特権の被担保債権に劣後して徴収するものであること。</p> <p>ハ～ニ（同左）</p> <p>(2)～(6)（同左）</p> <p style="text-align: center;">第 9 章 売却決定の取消し</p> <p>(売却決定を取り消すべき場合)</p> <p>155 次に掲げる場合には、直ちに売却決定の取消しをする。</p> <p>(1) 売却決定後買受人の買受代金の納付前において、換価財産に係る滞納国税の完納の事実が証明された場合（徴収法第 117 条、徴収令第 43 条第 2 項）</p> <p>この証明は、納税者又は第三者から、売却決定をした税務署長に対し、国税の領収証書その他その完納の事実を証する書面（収納機関がその完納の事実を証する書面（通則法第 34 条の 3 の規定に基づき、納付委託者に対して納付の委託をした場合の</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>その他その完納の事実を証する書面（収納機関がその完納の事実を証する書面（通則法第34条の3の規定に基づき、納付委託者に対して納付の委託をした場合の領収証書兼払込金受領書を含む。））を提示することによってしなければならないことに留意する。</p> <p>なお、税務署長は、収納機関から送付された領収済通知書又は領収済報告書により、換価処分の基礎となっている国税の完納の事実が確認できたときは、証明を待つまでもなく、直ちに売却決定を取り消すものとする（徴基通第117条関係2）。</p> <p>（注）上記の売却決定の取消しについては、次に掲げる事項に留意する。</p> <p>1・2 （省略）</p> <p><u>3 2以上の参加差押えに基づき換価執行決定をした場合において、そのうち最も先にされた参加差押えに係る国税が完納等により消滅し、その参加差押えを解除したとしても、換価執行決定は取り消す必要がないことに留意する（徴基通第89条の3関係1）。</u></p> <p>(2)～(4) （省略）</p>	<p>領収証書兼払込金受領書を含む。））を呈示することによってしなければならないことに留意する。</p> <p>なお、税務署長は、収納機関から送付された領収済通知書又は領収済報告書により、換価処分の基礎となっている国税の完納の事実が確認できたときは、証明を待つまでもなく、直ちに売却決定を取り消すものとする（徴基通第117条関係2）。</p> <p>（注）上記の売却決定の取消しについては、次に掲げる事項に留意する。</p> <p>1・2 （同左）</p> <p>（新設）</p> <p>(2)～(4) （同左）</p>
<p style="text-align: center;">第10章 不服申立てがあった場合等の処理</p> <p>（不服申立てと換価の制限）</p> <p>159 換価の実施手続中において、国税に関する法律の規定に基づく処分に対して不服申立てがあった場合には、次の事項に留意する。</p> <p>（注）<u>特定参加差押不動産の換価において、換価同意行政機関等に対する不服申立ては、その争点が差押財産の帰属など、換価行政機関等の参加差押えの違法事由となり得るものであるときは、換価執行決定の取消しを検討する（徴基通第89条3関係10参照）。</u></p> <p>(1) 換価の制限</p> <p>当該不服申立てに係る国税の徴収のため差し押さえた財産（<u>特定参加差押不動産を含む。</u>）の滞納処分による換価は、その財産の価額が著しく減少するおそれがあると</p>	<p style="text-align: center;">第10章 不服申立てがあった場合等の処理</p> <p>（不服申立てと換価の制限）</p> <p>159 換価の実施手続中において、国税に関する法律の規定に基づく処分に対して不服申立てがあった場合には、次の事項に留意する。</p> <p>（新設）</p> <p>(1) 換価の制限</p> <p>当該不服申立てに係る国税の徴収のため差し押さえた財産の滞納処分による換価は、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるとき又は不服申立人（不服申立</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>き又は不服申立人（不服申立人が処分の相手方でないときは、不服申立人及び処分の相手方）から別段の申出があるときを除き、その不服申立てについての決定、裁決又は取下げがあるまでは、することができないこと（通則法第105条第1項ただし書）。</p> <p>(2)～(4) （省略）</p> <p style="text-align: center;">第11章 参加差押えをした税務署長による換価</p> <p><u>この章は、参加差押えをした税務署長による換価執行決定及びその取消しに関する一連の手続について定めたものである。</u></p> <p><u>なお、換価執行決定に基づく換価手続については、第1章（換価の実施に当たっての基本的な考え方）から第10章（不服申立てがあった場合等の処理）までに定める手続によるほか、この章で定めるそれぞれの手続による。</u></p> <p style="text-align: center;">第1節 換価執行決定</p> <p><u>（換価執行決定をすることができる場合）</u></p> <p>165 <u>参加差押えをした税務署長は、その参加差押えに係る不動産（以下「参加差押不動産」という。）が、徴収法第87条第3項の規定による換価の催告をしてもなお換価に付されないときは、差押行政機関等の同意を得て、参加差押不動産につき、換価執行決定をすることができる（徴収法第89条の2）。</u></p> <p><u>なお、換価執行決定をすることができる財産は、不動産に限られるが、工場財団、鉱業権その他不動産とみなされ、又は不動産に関する規定の準用がある財産並びに鉄道財団、軌道財団及び運河財団については、換価執行決定を行わない。</u></p> <p><u>（注） 次に掲げる場合においても、換価執行決定をすることができる。</u></p> <p>1 <u>参加差押えをした税務署長よりも先に参加差押えをした他の行政機関等がある場合（徴基通第89条の2関係1）</u></p> <p>2 <u>同一の不動産につき2以上の参加差押えをした場合（徴基通第89条の2関</u></p>	<p>人が処分の相手方でないときは、不服申立人及び処分の相手方）から別段の申出があるときを除き、その不服申立てについての決定、裁決又は取下げがあるまでは、することができないこと（通則法第105条第1項ただし書）。</p> <p>(2)～(4) （同左）</p> <p>（新設）</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>係2)</p> <p>(例) 以下の場合、参加差押不動産甲について、参加差押えA及び参加差押えBに基づいて換価執行決定をすることができる。</p> <p>① 参加差押えA 参加差押不動産：甲</p> <p>② 参加差押えB 参加差押不動産：甲、乙</p> <p>なお、参加差押不動産甲及び乙について換価執行決定する場合は、参加差押えBに基づき換価執行決定する(参加差押えAについては、参加差押不動産甲の換価代金から配当を受ける)。</p> <p>3 参加差押不動産に仮差押えがされている場合(徴基通第89条の2関係3)</p> <p>(換価執行決定をすることができない場合)</p> <p>166 次に掲げる場合については、換価執行決定をすることができない。</p> <p>(1) 強制執行又は担保権の実行としての競売(以下「強制執行等」という。)が開始されている場合(徴収法第89条の2第1項ただし書)</p> <p>(注) 換価執行決定後に強制執行等が開始された場合には、滞納処分と強制執行等による換価手続が競合した場合と同様の取扱いとなる。</p> <p>なお、強制執行続行の決定に係る求意見書については、換価同意行政機関等が、換価執行行政機関等の意見を踏まえ、執行裁判所に意見を申述する必要があることに留意する(滞調法第13条、第17条による準用後の第9条、第10条第1号参照)。</p> <p>(2) 国税に関する法律の規定で換価をすることができないこととするものの適用がある場合(徴収法第89条の2第1項ただし書、徴基通第89条関係6)</p> <p>(3) 参加差押不動産につき、差押行政機関等が既に他の行政機関に対し換価執行決定の同意をしている場合(徴収法第89条の2第2項ただし書)</p> <p>(4) 参加差押えをした不動産の価額がその参加差押えに係る滞納処分費及び参加差押えに係る国税に先立つ国税、地方税その他の債権の合計額を超える見込みがない場合(徴収法第89条の3第1項第3号、徴基通第89条の2関係5)</p>	

改正後	改正前
<p><u>(5) 換価の執行をすることによって滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあると認められる場合（徴収法第 89 条の 3 第 1 項第 4 号、徴収令第 42 条の 3 第 2 項、徴基通第 89 条の 3 関係 5）</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 節 換価執行決定の事前手続</p> <p><u>この節は、差押行政機関等との事前協議、換価の催告、換価執行決定の予告及び換価執行決定の同意請求等について、具体的な手続を定めたものである。</u></p> <p><u>（差押行政機関等との事前協議）</u></p> <p>167 <u>換価執行決定を行おうとする税務署長は、事後の手続を円滑に進めるため、換価執行決定の可否について差押行政機関等と協議する（165、166 参照）。</u></p> <p><u>（注） 差押行政機関等に対する他の行政機関等からの参加差押え等の状況については「参加差押え等の状況に関する照会書」及び「参加差押え等の状況に関する回答書」を活用して確認する。</u></p> <p><u>（換価の催告及び換価執行決定予告通知書の送付）</u></p> <p>168 <u>167（差押行政機関等との事前協議）により、換価執行決定が可能と見込まれる場合は、「参加差押財産換価催告書」により、差押行政機関等に対し換価の催告を行うとともに、滞納者に対して「換価執行決定予告通知書」により換価執行決定を予告する（徴収法第 87 条第 3 項、第 89 条の 2、徴基通第 87 条関係 14）。</u></p> <p><u>なお、「換価執行決定予告通知書」の送付の目的、送付すべき者の範囲、送付の時期等及び出署者への対応については、第 2 章第 2 節《公売予告通知書等の送付》による。</u></p> <p><u>（注） 1 換価執行決定に基づく換価に当たっては、滞納者に対し「換価執行決定予告通知書」により換価執行決定を予告し、換価執行決定後に「換価執行決定通知書」により公売を予告する（172）。</u></p>	

新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>このため、上記の場合には、滞納者に対して「公売予告通知書」を重ねて送付する必要はないが、同一の滞納者につき差押財産と参加差押不動産を同時に換価する場合は、差押財産について「公売予告通知書」を作成し、「換価執行決定予告通知書」と併せて送付することに留意する。</u></p> <p><u>2 差押行政機関等との事前協議後、換価執行決定までに新たに発生した滞納国税については、処理中の手続に含めて処理して差し支えないが、その場合は、別途参加差押えの上、167（差押行政機関等との事前協議）から169（換価の執行に係る同意の請求）の手続を経ることに留意する。</u></p> <p><u>（換価の執行に係る同意の請求）</u></p> <p><u>169 差押行政機関等への換価の催告及び滞納者への換価執行決定の予告の結果、差押行政機関等による換価の見込みがなく、滞納者からの自発的な納付もない場合や、出署相談の結果、換価以外に適切な滞納整理の方法がないと認められる場合は、「換価執行に関する求意見書」（以下「求意見書」という。）により、差押行政機関等に対して、換価の執行に係る同意を求める（徴収法第89条の2第2項、徴基通第89条の2関係6）。</u></p> <p><u>併せて「参加差押え等の状況に関する回答書」により、差押財産に係る参加差押え等の状況について確認を行う。</u></p> <p><u>（注）1 換価執行決定は、先に参加差押えをした他の行政機関等の同意を要しないため、当該行政機関等への求意見書の送付は不要である（徴基通第89条の2関係1）。</u></p> <p><u>2 差押行政機関等は、参加差押えをした行政機関等から換価の執行に係る同意の求めがあった場合において、その換価の執行を相当と認めるときは、これに同意するものとされている。ただし、その参加差押不動産につき、他の行政機関等に対して換価の執行に係る同意をしているときは、この限りではない（徴収法第89条の2第2項、徴基通第89条の2関係6）。</u></p> <p><u>3 求意見書を郵送する際には、「換価執行決定に関する意見」を同封することに</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第3節 換価執行決定手続</p> <p><u>この節は、換価執行決定に係る差押行政機関等への告知、滞納者等への通知及び換価に必要な書類の引渡し等について、具体的な手続を定めたものである。</u></p> <p><u>(換価執行決定の告知)</u></p> <p><u>170 差押行政機関等が「換価執行に関する意見」により換価執行に同意した場合は、参加差押えをした税務署長は、換価執行決定を行う（徴収法第89条の2第1項）。</u></p> <p><u>この場合、換価同意行政機関等へ「換価執行決定告知書」を送付することにより、換価執行決定の告知を行う（徴収法第89条の2第3項、徴基通第89条の2関係7）。</u></p> <p><u>(注) 「換価執行決定告知書」による告知は、交付送達又は郵便による送達の方法により行うが、次のことに留意する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 交付送達の方法によるときは、必ず「送達記録書」により書類を受領した者の署名押印を求めること。</u> <u>2 郵便による送達の方法によるときは、原則として配達証明郵便（郵便法第47条）による特殊取扱いによること。</u> <p><u>(交付要求書等の引渡し)</u></p> <p><u>171 換価執行決定の告知をするときは、併せて、換価同意行政機関等に対し、次の書類の引渡しを求める（徴収令第42条の2第1項）。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>(1) 特定参加差押不動産につき、換価執行決定前に交付を受けた交付要求書又は2以上の参加差押書（以下、この項、176及び179において「交付要求書等」という。）の交付を受けているときは、これらの書類</u> <u>(2) 滞納処分関係書類</u> <p><u>(注) 1 交付要求書等及び滞納処分関係書類の原本を引き渡すことができないとき</u></p>	

新旧対照表

改正後	改正前
<p>は、その写しの引渡しで差し支えない。</p> <p>2 <u>換価同意行政機関等から交付要求書等の引渡しがあった場合には、その引き渡された交付要求書等に係る交付要求をした行政機関等は、その交付要求をした時に、換価執行行政機関等に対して交付要求をしたものとみなされる（徴収令第42条の2第2項、徴基通第89条の2関係8）。</u></p> <p>3 <u>換価執行決定後においては、特定参加差押不動産に係る交付要求は、換価執行行政機関等に対して行う（徴収令第42条の2第4項、徴基通第82条関係12）。</u></p> <p><u>したがって、税務署長が、他の行政機関等に対して換価執行の同意をした場合において、交付要求書等の送付を受けたときは、速やかにその交付要求を行った行政機関等に対して、換価執行行政機関等が換価執行決定をしている旨を連絡する。</u></p> <p><u>（滞納者等への通知）</u></p> <p>172 <u>換価執行決定をした場合は、換価執行行政機関等は、速やかに、次に掲げる者に対し、その旨を「換価執行決定通知書」により通知する（徴収法第89条の2第4項）。</u></p> <p><u>（1）滞納者</u></p> <p><u>（2）特定参加差押不動産につき交付要求をした者</u></p> <p><u>（注）1 上記の「滞納者」には、徴収法第24条《譲渡担保権者の物的納税責任》の規定により追及を受けた譲渡担保権者及び担保物処分の場合における当該担保物の差押え時の所有者が含まれることに留意する（徴基通第54条関係12、第100条関係12参照）。</u></p> <p>2 <u>特定参加差押不動産の換価代金から配当を受ける権利を有する者（47（1）ハ、ニ、ホに掲げる者）については、換価執行決定をした旨の通知は要しない。</u></p> <p style="text-align: center;">第4節 換価執行決定の取消し</p>	

新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>この節は、換価執行決定の取消し及び換価執行決定の取消しに伴う手続について定めたものである。</u></p> <p><u>(換価執行決定を取り消さなければならない場合)</u></p> <p><u>173 次に掲げる場合には、換価執行決定の取消しをする。</u></p> <p><u>(1) 特定参加差押えを解除したとき（徴収法第 89 条の 3 第 1 項第 1 号）。</u></p> <p><u>(注) 2 以上の参加差押えに基づき換価執行決定をした場合において、そのうちの一部の参加差押えのみを解除したときは、換価執行決定を取り消す必要はないことに留意する（徴基通第 89 条の 3 関係 1）。</u></p> <p><u>(2) 特定差押えが解除されたとき（徴収法第 89 条の 3 第 1 項第 2 号）。</u></p> <p><u>(注) 1 換価同意行政機関等の滞納処分による差押えが解除された場合において、当該換価同意行政機関等による参加差押えに差押えの効力が生じる場合（この場合の差押えを「旧差押え」、参加差押えを「新差押え」という。以下、本項（注）1において同じ。）は、次の(1)から(3)に該当する場合を除き、換価執行決定を取り消す必要はないことに留意する（徴収令第 42 条の 3）。</u></p> <p><u>(1) 新差押えに係る不動産につき強制執行等が開始されている場合（徴収令第 42 条の 3 第 1 項第 1 号）</u></p> <p><u>滞納処分による差押え後に強制執行等による差押えがされている場合において、その強制執行等による差押え前に滞納処分による参加差押えがされているときは、滞納処分による差押えが解除されたとしても、当該参加差押えに係る差押えの効力は、強制執行等による差押え以前にさかのぼらないものとされている（滞調法第 13 条第 2 項による準用後の滞調法第 5 条第 3 項）。</u></p> <p><u>このため、旧差押えが解除されたとしても、新差押えの差押えの効力は、強制執行等による差押え以前にさかのぼらないものとされているため、強制執行等が進められることとなることから、換価執行決定を取り消す。</u></p>	

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(2) <u>新差押えよりも先にされた交付要求がある場合（徴収令第42条の3第1項第2号）</u> <u>参加差押えより先にされた交付要求がある場合は、当該交付要求の配当順位は参加差押えに優先するところ、差押えが解除され、参加差押えが差押えの効力を生じた場合は、当該交付要求は効力を失い、配当から除外される。</u> <u>この場合には、換価執行決定に従い、当初の配当順位を維持することは適当でないことから、換価執行決定を取り消す。</u></p> <p>(3) <u>旧差押えが解除される前にその旧差押えに係る不動産を換価したとすれば消滅する権利で、新差押えに係る不動産の換価に伴い消滅しないものがある場合（徴収令第42条の3第1項第3号）</u> <u>旧差押えの登記と新差押えの登記の間に、第三者に対抗できる用益物権等がある場合には、その用益物権等の存続が、旧差押えの解除の前後で異なり（旧差押えの解除前の換価の場合は旧差押えに劣後するため消滅し、旧差押えの解除後の換価の場合は新差押えに優先するため消滅しない）、見積価額を変更する必要があることから、換価執行決定を取り消す（徴基通第89条の3関係2）。</u> <u>ただし、これらの用益物権等の設定前に、換価によって消滅する質権、抵当権、先取特権、留置権、買戻権又は担保のための仮登記がある場合には、その用益物権等も消滅し、見積価額を変更する必要がないことから、換価執行決定を取り消す必要はない（徴基通第89条関係9）。</u></p> <p>2 <u>特定差押えの解除に伴い、特定参加差押えに差押えの効力が生じる場合は、換価執行決定を取り消した上で、換価手続を続行することができる（徴収法第89条の4、177）。</u></p> <p>(3) <u>特定参加差押え不動産の価額が特定参加差押えに係る滞納処分費及び特定参加差押えに係る国税に先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を超える見込みがなくなったとき（徴収法第89条の3第1項第3号）。</u></p>	

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(4) <u>特定参加差押えに係る滞納者につき換価の執行をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあると認められるとき（徴収法第 89 条の 3 第 1 項第 4 号、徴収令第 42 条の 3 第 2 項）。</u></p> <p><u>（換価執行決定を取り消すことができる場合）</u></p> <p>174 <u>次に掲げる場合には、換価執行決定の取消しをすることができる。</u></p> <p>(1) <u>特定参加差押えに係る国税の一部の納付、充当、更正の一部の取消し、特定参加差押不動産の価額の増加その他の理由により、その価額が特定参加差押えに係る国税及びこれに先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を著しく超過すると認められるに至ったとき（徴収法第 89 条の 3 第 2 項第 1 号、徴基通第 89 条関係 6、7）。</u></p> <p>(2) <u>滞納者が他に差し押さえることができる適当な財産を提供した場合において、その財産を差し押さえたとき（徴収法第 89 条の 3 第 2 項第 2 号、徴基通第 89 条の 3 関係 8）。</u></p> <p>(3) <u>特定参加差押不動産について、3 回公売に付しても入札等がなかった場合において、その特定参加差押不動産の形状、用途、法令による利用の規制その他の事情を考慮して、更に公売に付しても買受人がないと認められ、かつ、随意契約による売却の見込みがないと認められるとき（徴収法第 89 条の 3 第 2 項第 3 号、徴基通第 89 条の 3 関係 9）。</u></p> <p><u>（注）上記の公売の回数には、換価執行決定前に換価同意行政機関等において行った公売の回数を含める（徴基通第 79 条関係 10）。</u></p> <p>(4) <u>特定参加差押えに係る国税につき納税の猶予又は換価の猶予をしたとき。</u></p> <p>(5) <u>国税に関する法律の規定により換価することができない期間が終了するまでに長期間を要すると認められるとき（徴基通第 89 条関係 6、徴基通第 89 条の 3 関係 10(1)）。</u></p> <p>(6) <u>換価執行行政機関等が納付受託をしたとき（通則法第 55 条、徴基通第 89 条の 3 関係 10(2)）。</u></p>	

別紙

新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(7) 次に掲げる場合において、換価執行行政機関等が換価執行決定を取り消すことを相当と認めるとき（徴基通第 89 条の 3 関係 10(1)）。</u></p> <p><u>イ 換価同意行政機関等が納税の猶予をしたとき。</u></p> <p><u>(注) 換価同意行政機関等が換価の猶予をしたときは、換価執行決定の取消しは要しない。</u></p> <p><u>ただし、滞納者の現況に鑑み、換価手続の継続の適否について検討すること。</u></p> <p><u>ロ 換価同意行政機関等の処分に対する不服申立て又は訴訟が提起された場合において、その争点が差押財産の帰属など、換価執行行政機関等の参加差押えの違法事由となりうるものであるとき。</u></p> <p><u>(8) 他の法律で定める納税の猶予又は換価の猶予をしたとき（会社更生法第 169 条第 1 項、租税特別措置法第 40 条の 3 の 4 等）。</u></p> <p><u>(9) 換価執行行政機関等が徴収の猶予をしたとき（通則法第 23 条第 5 項、第 105 条第 2 項、第 6 項）。</u></p> <p><u>(10) 換価執行決定に係る国税に関する訴訟の終了まで長期間を要すると見込まれるとき（徴収法第 90 条第 3 項）。</u></p> <p><u>(11) 換価執行決定に係る国税に関する不服申立てについての決定又は裁決まで長期間を要すると見込まれるとき（通則法第 105 条第 2 項、第 6 項）。</u></p> <p><u>(12) 会社更生法の規定により換価が制限される期間が終了するまで長期間を要すると見込まれるとき（会社更生法第 50 条第 6 項）。</u></p> <p><u>(13) 行政事件訴訟法の規定により、換価執行行政機関等の換価が制限される期間が終了するまでに長期間を要すると見込まれるとき（行政事件訴訟法第 25 条第 2 項）。</u></p> <p><u>(注) 不服申立てなどにより、換価が一定期間制限された場合であっても、制限期間を経過すれば再び換価を行うことができるため、換価制限期間が長期間に及ぶと見込まれる場合でなければ取消しをする必要はない。</u></p> <p><u>なお、不服申立てに続き訴訟が提起された場合には、換価は制限されないため、換価執行行政機関等による換価を行うことができる。</u></p> <p><u>ただし、行政事件訴訟法第 25 条第 2 項の規定により処分の執行の停止を命</u></p>	

新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>ぜられた場合は、換価手を停止することに留意する。</u></p> <p><u>(換価執行決定を取り消した旨の通知)</u></p> <p><u>175 換価執行決定を取り消した換価執行行政機関等は、速やかに、次に掲げる者に対し、その旨を「換価執行決定取消通知書」により通知する（徴収法第 89 条の 3 第 3 項）。</u></p> <p><u>(1) 換価同意行政機関等（特定差押えが解除されたことによる取消しの場合を除く）</u></p> <p><u>(2) 滞納者</u></p> <p><u>(3) 特定参加差押不動産につき交付要求をした者</u></p> <p><u>(注) 1 上記の「滞納者」には、徴収法第 24 条《譲渡担保権者の物的納税責任》の規定により追及を受けた譲渡担保権者及び担保物処分の場合における当該担保物の差押え時の所有者が含まれることに留意する（徴基通第 54 条関係 12、第 100 条関係 12 参照）。</u></p> <p><u>2 特定参加差押不動産の換価代金から配当を受ける権利を有する者（47（1）ハ、ニ、ホに掲げる者）については、換価執行決定を取り消した旨の通知は要しない（172(注) 2 参照）。</u></p> <p><u>(交付要求書等の引渡し)</u></p> <p><u>176 換価執行決定の取消しをする場合において、特定参加差押不動産につき当該換価執行決定の取消し前に交付要求を受けているとき（徴収法第 89 条の 4 の規定により換価を続行する場合を除く）は、次に掲げる書類を各行政機関等へ引き渡す（徴収令第 42 条の 3 第 4 項、第 5 項）。</u></p> <p><u>(1) 特定差押えの解除以外の事由により換価執行決定を取り消す場合</u> <u>交付要求書等及び差押関係書類（徴収令第 42 条の 3 第 4 項第 1 号に規定する差押関係書類をいう。以下同じ。）を換価同意行政機関等に引き渡す（徴収令第 42 条の 3 第 4 項第 1 号）。</u></p> <p><u>(2) 特定差押えが解除されたことにより換価執行決定を取り消す場合</u> <u>参加差押書（特定差押えの解除により差押えの効力を生ずべき参加差押えに係る</u></p>	

別紙

新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>参加差押書を除く。）及び差押関係書類を特定参加差押えの解除により差押えの効力を生ずべき参加差押えをした行政機関等に引き渡す（徴収令第42条の3第4項第2号）。</u></p> <p><u>(注)1 交付要求書等及び差押関係書類の原本を引き渡すことができないときは、その写しの引渡しで差し支えない。</u></p> <p><u>2 上記により交付要求書等の引渡しがあった場合には、その引き渡された交付要求書等に係る交付要求をした行政機関等は、その交付要求をした時に、その引渡しを受けた行政機関等に対して交付要求をしたものとみなされ、その引き渡された交付要求書等及び差押関係書類については、当該行政機関等に提出されたものとみなされる（徴令第42条の3第5項）。</u></p> <p><u>なお、差押え等の順序による書類の引渡し等の例を示すと、次のとおりである。</u></p> <p><u>〔設例1〕</u></p> <p><u>次の順序により差押え等が行われた場合（徴収法第89条の3第1項第1号、徴収令第42条の3第4項第2号該当）</u></p> <p>① <u>甲市長による差押え</u></p> <p>② <u>乙税務署長による参加差押え</u></p> <p>③ <u>丙市長による交付要求</u></p> <p>④ <u>乙税務署長による換価執行決定（甲市長は、丙市長から提出された交付要求書を乙税務署長へ引き渡す。）</u></p> <p>⑤ <u>丁市長による交付要求（乙税務署長に提出）</u></p> <p>⑥ <u>乙税務署長による参加差押え解除に伴い換価執行決定取消し</u></p> <p><u>〔書類の引渡し等〕</u></p> <p><u>乙税務署長は、丙市長及び丁市長から提出された交付要求書を甲市長に引き渡す。</u></p> <p><u>この場合、丙市長による交付要求は③の時、丁市長による交付要求は⑤の</u></p>	

新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>時に、それぞれ甲市長に対してされたものとみなされる。</u></p> <p><u>〔設例 2〕</u></p> <p><u>次の順序により差押え等が行われた場合（徴収法第 89 条の 3 第 1 項第 2 号、徴収令第 42 条の 3 第 4 項第 2 号該当）</u></p> <p>① <u>甲市長による差押え</u></p> <p>② <u>丙市長による参加差押え</u></p> <p>③ <u>乙税務署長による参加差押え</u></p> <p>④ <u>丁市長による交付要求</u></p> <p>⑤ <u>乙税務署長による換価執行決定（甲市長は丙市長及び乙税務署長から提出された参加差押書と、丁市長から提出された交付要求書を乙税務署長へ引き渡す。）</u></p> <p>⑥ <u>戊市長による交付要求（乙税務署長に提出）</u></p> <p>⑦ <u>甲市長による差押え解除（丙市長による参加差押えが差押えに繰り上がる。）に伴い、換価執行決定取消し</u></p> <p><u>〔書類の引渡し等〕</u></p> <p><u>乙税務署長は、自署の参加差押書を丙市長に引き渡す。</u></p> <p><u>（注）丙市長から提出された参加差押書は引渡しを要しない（徴収令第 42 条の 3 第 4 項第 2 号の中欄かつこ書）。</u></p> <p><u>この場合、乙税務署長による参加差押えは、③の時に丙市長に対してされたものとみなされる。</u></p> <p><u>なお、丁市長及び戊市長による交付要求は、効力を失う。</u></p> <p><u>〔設例 3〕</u></p> <p><u>次の順序により差押え等が行われた場合（徴収法第 89 条の 3 第 1 項第 2 号、徴収令第 42 条の 3 第 4 項第 2 号該当）</u></p> <p>① <u>甲市長による差押え</u></p>	

新旧対照表

改正後	改正前
<p>② <u>乙税務署長による参加差押え</u></p> <p>③ <u>丙市長による参加差押え</u></p> <p>④ <u>丁市長による交付要求</u></p> <p>⑤ <u>乙税務署長による換価執行決定（甲市長は、乙税務署長及び丙市長から提出された参加差押書と、丁市長から提出された交付要求書を乙税務署長へ引き渡す。）</u></p> <p>⑥ <u>戊市長による交付要求（乙税務署長に提出）</u></p> <p>⑦ <u>甲市長による差押え解除（乙税務署長による参加差押えが差押えに繰り上がる。）に伴い、換価執行決定取消兼続行決定（徴収法第 89 条の 4、177 参照）</u></p> <p><u>〔書類の引渡し等〕</u></p> <p><u>乙税務署長による換価が続行するため、書類の引渡し等は不要。</u></p> <p><u>なお、丙市長による参加差押えは③の時、丁市長による交付要求は④の時、戊市長による交付要求は⑥の時に、それぞれ乙税務署長に対してされたものとみなされる。</u></p> <p><u>〔設例 4〕</u></p> <p><u>次の順序により差押え等が行われた場合（徴収法第 89 条の 3 第 1 項第 2 号、徴収令第 42 条の 3 第 4 項第 2 号該当）</u></p> <p>① <u>甲市長による差押え</u></p> <p>② <u>甲市長による参加差押え</u></p> <p>③ <u>乙税務署長による参加差押え</u></p> <p>④ <u>丙市長による交付要求</u></p> <p>⑤ <u>乙税務署長による換価執行決定（甲市長は、甲市長及び乙税務署長から提出された参加差押書と、丙市長から提出された交付要求書を乙税務署長へ引き渡す。）</u></p> <p>⑥ <u>丁市長による交付要求（乙税務署長に提出）</u></p>	

新旧対照表

改正後	改正前
<p>⑦ <u>裁判所による競売開始決定</u></p> <p>⑧ <u>甲市長による差押え解除(甲市長による参加差押えが差押えに繰り上がる。)</u>に伴い、<u>換価執行決定取消し</u></p> <p>(注) <u>甲市長による参加差押えに差押えの効力が生じるが、裁判所による競売開始決定がされているため、換価執行決定を取り消す(徴収令第42条の3第1号該当)。</u></p> <p>[書類の引渡し等]</p> <p><u>乙税務署長は、自署の参加差押書を甲市長に引き渡す。</u></p> <p><u>なお、乙税務署長による参加差押えは、③の時に甲市長に対してされたものとみなされる。</u></p> <p><u>また、丙市長及び丁市長による交付要求は効力を失う。</u></p> <p>[設例5]</p> <p><u>次の順序により差押え等が行われた場合(徴収法第89条の3第1項第2号非該当、徴収令第42条の3第4項参照)</u></p> <p>① <u>甲市長による差押え</u></p> <p>② <u>甲市長による参加差押え</u></p> <p>③ <u>丙市長による交付要求</u></p> <p>④ <u>乙税務署長による参加差押え</u></p> <p>⑤ <u>丁市長による交付要求</u></p> <p>⑥ <u>乙税務署長による換価執行決定(甲市長は、甲市長及び乙税務署長から提出された参加差押書と、丙市長及び丁市長から提出された交付要求書を乙税務署長へ引き渡す。)</u></p> <p>⑦ <u>戊市長による交付要求(乙税務署長に提出)</u></p> <p>⑧ <u>甲市長による差押え解除(甲市長による参加差押えが差押えに繰り上がる。)</u></p> <p>[書類の引渡し等]</p>	

新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>換価執行決定を取り消す必要がなく、乙税務署長による換価が継続するため、書類の引渡し等は要しない。</u></p> <p><u>(換価の続行)</u></p> <p><u>177 特定差押えが解除された場合において、換価執行決定の取消しに係る特定参加差押えにつき差押えの効力が生ずるときは、換価執行決定の取消しをした換価執行行政機関等は、当該換価執行決定に基づき行った換価手続を、当該差押えによる換価手続とみなして、換価を続行することができる（徴収法第 89 条の 4、173(2)（注）2 参照）。</u></p> <p><u>(注) 1 特定差押えと特定参加差押えの間に質権等の設定をした質権者等は、差押えの効力を生ずる特定参加差押えに対抗できることとなるため、速やかに当該質権者等に対して「公売通知書」を送付するとともに、債権現在額申立書を徴取することに留意する。</u></p> <p><u>2 次の場合は換価を続行することができないことに留意する。</u></p> <p><u>(1) 差押不動産につき強制執行等が開始されている場合（徴収法 89 条の 4 第 1 号）</u></p> <p><u>(2) 換価執行行政機関等が行った換価執行決定の取消しに係る参加差押えよりも先にされた交付要求がある場合（徴収法第 89 条の 4 第 2 号）</u></p> <p><u>(3) 特定差押えが解除される前に特定参加差押不動産を換価したとすれば消滅する権利で、差押不動産の換価に伴い消滅しないものがある場合（徴収法第 89 条の 4 第 3 号）</u></p> <p><u>(4) 特定差押えと特定参加差押えの間に設定された質権等に配当が生じる場合において、差押えの効力が生ずる特定参加差押えに係る国税への配当見込みがない場合（配当見込みの有無が入札日のおおむね 1 週間前において判明しない場合においても同様に扱う。）</u></p> <p><u>(換価の続行をする旨の通知)</u></p> <p><u>178 換価の続行をする場合は、換価執行行政機関等は、速やかに、次に掲げる者に対し、</u></p>	

新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>その旨を「換価執行決定取消通知書兼公売手続の続行通知書」により通知する（徴収法第 89 条の 3 第 3 項、徴収令第 42 条の 4 後段）。</u></p> <p><u>(1) 滞納者</u></p> <p><u>(2) 特定参加差押不動産につき交付要求をした者</u></p> <p><u>(注) 1 特定差押えの解除により換価執行決定を取り消した場合には、換価同意行政機関等への通知は要しない。</u></p> <p><u>2 上記の「滞納者」には、徴収法第 24 条《譲渡担保権者の物的納税責任》の規定により追及を受けた譲渡担保権者及び担保物処分の場合における当該担保物の差押え時の所有者が含まれることに留意する（徴基通第 54 条関係 12、第 100 条関係 12 参照）。</u></p> <p><u>3 特定参加差押不動産の換価代金から配当を受ける権利を有する者（47 (1) ハ、ニ、ホに掲げる者）については、換価執行決定を取り消した旨の通知は要しない（172(注) 2 参照）。</u></p> <p><u>(換価の続行をした場合における交付要求の効力)</u></p> <p><u>179 換価の続行があった場合には、換価執行決定を取り消した行政機関等が、特定参加差押不動産につき換価執行決定の取消し前に交付を受けた交付要求書等に係る交付要求は、次に掲げる時に、それらの交付要求書等に係る交付要求の順序に従い、当該行政機関等に対して交付要求をしたものとみなされる（徴収令第 42 条の 4 前段）。</u></p> <p><u>なお、差押えの効力を生ずる参加差押えの解除がされるまで、その交付要求の効力は維持されることに留意する。</u></p> <p><u>(1) その交付要求が換価執行決定前にされたものである場合は、交付要求書等が換価同意行政機関等に送達された時</u></p> <p><u>(2) その交付要求が換価執行決定以後にされたものである場合は、交付要求書等が換価執行行政機関等に送達された時</u></p>	